

金属労協

「地方における政策・制度課題2020」

2020年3月策定

全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協／JCM)

目 次

<はじめに>	1	
I. 地方政策実現に向けた取り組みの進め方		
1. 地方連合会の政策への盛り込みに向けて	2	
2. 実現に向けたその他の行動	2	
	具体的な取	背景
	り組み項目	説明
II. 具体的な取り組み項目		
1. ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり		
①中小企業振興基本条例の制定・改訂	5	15
②奨学金返還支援制度などの拡充	5	15
③奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ	5	15
④国の「行政事業レビューシート」に相当するシートの 作成・充実・活用	5	16
⑤行革甲子園への参加・活用の推奨	6	18
⑥ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進	6	19
⑦公正取引委員会地方事務所に対する情報提供・意見交換	6	20
⑧「下請適正取引等推進のためのガイドライン」、適正取引自主行動 計画や「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」の 遵守状況の確認	6	21
⑨公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画 などに準拠・遵守した適正取引	7	22
⑩公契約における労働条件審査の導入	7	23
⑪防災・減災体制の一層の強化と予算の拡充	7	23
⑫災害対応における生活再建最優先の徹底、 および地方自治体と協力した住民支援	7	24
2. 地域におけるものづくり産業の具体的強化策		
①カイゼンインストラクター養成スクールの開設	8	27
②カイゼンインストラクター養成スクールの 現場実習受け入れ企業の紹介	8	27
③ものづくりマイスターの活用拡大	8	30
④ものづくりマイスターの活用などに際しての労働組合などの参画	8	30
⑤事業引継ぎ支援センターの強化	8	31
⑥中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援	9	32
⑦海外事業展開を図ろうとする地元企業支援	9	33
⑧地域活性化に向けたふるさと納税の活用	9	35
⑨ものづくり教室の開催	10	37

	具体的な取 り組み項目	背景 説明
3. 工業高校教育の強化		
①産業教育設備予算の拡充	10	39
②「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定獲得	10	39
③工業高校の魅力の発信	10	40
④「ジュニアマイスター顕彰制度」などの活用拡大	11	41
⑤専攻科の拡充	11	42
⑥工業高校、工業高等専門学校卒業者の 地元ものづくり産業での再就職支援	11	44
⑦実習助手の待遇改善	11	44
⑧工業高校の見学	11	44
4. ワークルール遵守に向けた仕組みづくり		
①地方連合会と都道府県社会保険労務士会との意見交換・情報交換	12	45
5. 特定最低賃金の取り組み強化		
①組織内における特定最低賃金の意義・重要性の共有化と 組織外への発信強化	12	48
6. 仕事と家庭の両立支援		
①企業主導型保育事業の活用	13	50
②学童保育の拡充と、保育士、 学童保育指導員（放課後児童支援員）の賃金・労働諸条件改善	13	50
③病児・病後児・体調不良児の保育の拡充	13	53
7. 外国人技能実習制度、新しい在留資格「特定技能」の適正な運用		
①外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、監理団体や登録 支援機関、受け入れ企業による不正行為の根絶、「日本人が従事する 場合の報酬の額と同等以上」の実効的な確保	13	54
②外国人材の生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な 賃金・労働諸条件と良好な職場環境・生活環境の確保に向けた 労働組合としての働きかけ	14	54
③「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の実践	14	57

＜は じ め に＞

米中対立の長期化、緊迫するイラン情勢、改善の見られない日韓関係、英国のEU離脱などといった国際環境の激変もあり、2018年末以降、わが国経済は減速傾向をたどっています。2019年10月の消費税率引き上げ直前には駆け込み需要も見られましたが、10月には大幅に落ち込み、その後の回復も足取りが重く、2020年年明け以降は、新型コロナウイルスの感染拡大も経済に打撃を与えています。

米中対立は単なる貿易摩擦、経済戦争に止まらず、人権、イデオロギー、政治体制、軍事・安全保障、経済・産業、科学技術、情報通信などすべてを賭けた「米中新冷戦」であり、中国において現体制が続く限りその根本的な解消は見込めず、ビジネス環境の混乱が続くことを覚悟する必要があります。

一方、第4次産業革命に関しては、わが国企業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）展開が急がれています。グローバル市場において中国企業の活動が制約を受けるなど構造変化が進みつつある中で、わが国産業・企業が新技術・新製品・新システムの開発・普及、新しいビジネスモデルの構築において主導的な役割を果たし、グローバル・スタンダードを獲得すべく、総合的な競争力の強化を図っていかねばなりません。

国際環境やビジネス環境が激変する時代においては、激変に耐えうる「強固な日本経済」の構築が不可欠です。「強固な日本経済」は「強固な地方」なしにありえず、「強固な地方」は「強固な現場」なしにはありえません。国の政策はもちろん、地方自治体においても、「強固な地方」「強固な現場」を構築するための政策推進が不可欠です。

金属労協は従来から、

*民間産業に働く者の観点

*グローバル産業であり、かつわが国の基幹産業であるものづくり産業に働く者の観点

*なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点

に立って政策・制度課題の解決に取り組んできました。地域では、地域ごとの事情を反映した産別としての政策・制度の活動がまず第一に重要ですが、それとともに、金属労協の掲げる政策・制度要求に関しても、金属労協の地方ブロックと地方連合会金属部門連絡会など金属産業の都道府県別組織とが連携を図り、地方連合会を通じてその実現を図るべく、活動を展開していくことが、大きな意義を持っています。

各地域で政策議論を進める中、この「地方における政策・制度課題2020」に盛り込まれた項目についても検討し、連合内の他組織との意見交換・情報交換、地元産業界、報道関係者、その他関連組織に対する理解促進活動を進めつつ、実現に向けた活動を積極的に展開していくこととします。

I. 地方政策実現に向けた取り組みの進め方

「民間・ものづくり・金属」の立場からの政策を実現するためには、たとえば以下のような手順が想定され、金属の労働組合として、積極的な対応を図ります。

1. 地方連合会の政策への盛り込みに向けて

* まずは、この「地方における政策・制度課題2020」を地方連合会事務局に提出し、検討を依頼する。

* 地方連合会金属部門連絡会として、地方連合会に働きかける。

地方連合会金属部門連絡会 → 地方連合会 → 自治体

* 地方連合会の政策策定の場において、金属の労働組合の参加者が産別の代表として積極的に発言し、地方連合会の政策への盛り込みを図る。

産別地方組織 → 地方連合会 → 自治体

* 個別項目ごとに地方連合会に働きかけるよりも、地方連合会事務局に「地方における政策・制度課題2020」の内容の網羅的な検討を働きかけたほうが、地方連合会の政策に採用されやすい。

* 地方政策に取り組む当初は、金属以外の組合との意見対立の少ないものづくり産業政策を中心に取り組み、こうした組合と政策に関する情報交換・意見交換を重ねたのち、必ずしも意見の一致しない課題についても、理解を得るよう取り組んでいくという方策もありうる。

* なお、連合において今後進められる地方の体制強化に対応し、さらに取り組み強化を図る。

2. 実現に向けたその他の行動

* 金属労協地方ブロックや金属の都道府県別組織内で理解を深めるため、各地域において、春季もしくは秋季に「地方における政策・制度課題2020」に関する研修会を開催したり、諸会議において勉強会を実施したりする。

* 金属の都道府県別組織や産別地方組織が地方自治体の首長・担当部局、国の出先機関（労働局、経済産業局など）などと懇談する機会をとらえて、政策の考え方を伝える。

金属の都道府県別組織または産別地方組織 → 自治体・国の出先機関

* 支援する地方議会議員を通じて、政策の実現を図る。この「地方における政策・制度課題2020」を地方議会議員に配布する。金属の各産別地方組織と、各産別地方組織が支援する地方議会議員とが一堂に会する会議を開催し、「地方における政策・制度課題2020」の政策実現に向けた行動を依頼する。

金属の都道府県別組織または産別地方組織 → 地方議会議員 → 自治体

* 金属の都道府県別組織や産別地方組織が、地元の経営者団体、産業界の代表や報道関係者と懇談する機会をとらえて、政策の考え方を伝え、理解促進、問題意識の共有化を図る。

地方政策を要請する際のポイント

①首長や担当部局、地方議会議員の「心を動かす」ことが重要

政策要請を行う場合、その中身により、次のような分類ができます。

- ①基本的な方向性に関する政策
- ②地方自治体がすでに進めようとしている政策
- ③具体的でかつ地方自治体として実施予定のない政策

①、②の政策であれば、前向きな見解を引き出すことは比較的容易です。しかしながら、③の政策を要請する場合、首長から100%否定的な見解が示されることは少ないものの、担当部局からは、さまざまな「できない理由」が示されるはずで

です。こうした場合、首長や担当部局、地方議会議員の「心を動かす」ことが決定的に重要となります。こうした人々に、「そうだったのか」「そのとおりだ」「それでいこう」と感じてもらえるよう、具体的なデータや写真を示し、現場の声を伝え、他の都道府県の実施状況と比較する、といったことが必要です。自治体が情報を持っていないようであれば、まずは調査からはじめるよう、求めていくことも有効です。

②「行政事業レビューシート」の活用が重要

国では、各府省が実施している約5,000の事業すべてについて、目的や事業概要、予算額・執行額、内訳、成果目標・成果実績、単位あたりコスト、政策評価、点検・改善結果、支出先などを記載した「行政事業レビューシート」を作成し、ホームページで公表しています。都道府県、市区町村でも、名称はさまざまですが、これに相当するシートを作成・公表している地方自治体、あるいは個別事業の予算の詳細な根拠を示した資料を公表している自治体は少なくありません。労働組合から要請しようとする政策に類似の政策がすでに存在するかどうか、その政策は効果をあげているかどうかをチェックするのにきわめて有効な仕組みです。

ただし、すべての事業ではなく、主要な事業についてだけ、シートの作成・公表を行っている自治体が多く、そうした場合には、シートが作成されていない事業の中に、無駄な事業、効果の少ない事業が含まれている可能性があります。自治体に対し、すべての事業に関し、網羅的なシートの作成を促し、これを活用して、既存事業の費用対効果などをチェックし、ライバル自治体、近隣自治体を含む他の自治体との比較を行っていくことがきわめて有効です。

③PDCAサイクルを機能させる

地方自治体に対する要請項目が、一回の要請活動で実現することはまずありません。担当部局として本来は賛成なのだが、予算などの関係で否定的な公式見解を示さざるを得ない場合もあります。否定的な見解にひるむことなく、次の機会に備えることが重要です。首長や担当部局から示された見解を精査し、金属労協本部とも相談しながら、これを打ち破るためのロジックを組み立て、データを揃え、次の機会により強力な主張が展開できるようにしていきます。

④ねばり強い取り組みで政策実現を勝ち取る

「中小企業に対する支援を拡充せよ」「設備投資促進策を拡充せよ」などといった基本的な方

向性に関する政策・制度要求については、地方自治体と労働組合の見解が異なっていることは少ないので、前向きな見解を引き出すことができると思いますが、具体的でかつ実施予定のない政策は、簡単に実現するものではありません。この「地方政策実現に向けた取り組みの進め方」を参考に、ねばり強い取り組みを進めていきます。

担当部局の反応とそれに対する対策

担当部局の反応	対 策
①似て非なる政策を指して、「類似の政策がすでにある」「その予算を増額した」と言われる場合。	政策要請に際しては、事前の情報収集が重要。「似て非なる政策」についても事前に検討し、なぜそれではだめなのか、要請する政策との違いは何か、を明確に説明できるようにしておく。
②予算がない、と言われる場合。	他の地方自治体、とくにライバル自治体、近隣自治体の状況や実施事例などを紹介できるようにしておく、「〇〇県に比べて、わが県は問題が深刻なのではないか」「〇〇県では実施しているのに、なぜわが県ではできないのか」といった主張が可能となり、担当部局からの反論が困難になる。
③こちらの知っている情報を長い時間かけて説明し、時間切れになってしまう場合。	あらかじめ、こちらの知っている情報について担当部局に伝え、その部分に関しては、認識に誤りのない限り、説明不要であることを伝えておく。
④国が実施すべき政策である、と言われる場合。	「地方における政策・制度課題2020」に盛り込まれている政策課題に関しては、国の政策になり得るかどうかはともかく、少なくとも地方自治体で実施可能な政策である。他の自治体での実施事例などを紹介できるようにしておく、担当部局からの反論が困難になる。また、とくにライバル自治体、近隣自治体の事例は効果的。
⑤都道府県から、保育所や学童保育、介護施設などは市区町村の責任である、と言われる場合。	実施主体は市区町村であるとしても、たとえば「子ども・子育て支援新制度」では、「国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える」とされており、市区町村の「子ども・子育て支援事業計画」の数値の積み上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、量の見込みと確保方策を設定するため、「子ども・子育て会議」を設置し、「都道府県計画」を策定している。介護保険も市区町村単位ではあるが、介護保険の財源としては、都道府県は市区町村と同じ負担（12.5%）を負っており、都道府県の「基金事業計画」に基づき、「地域医療介護総合確保基金」を活用している。いずれにしても、都道府県がまったく関与しない、などということは考えられない。
⑥やりとりが堂々巡りになってしまう場合。何を言っても、同じ回答しか出てこなくなり、最後には沈黙してしまう場合。	担当部局からの反論の余地がなくなったということになる。この場合、たとえ担当部局としては賛成であったとしても、 ①財政当局の理解が得られない。 ②労働組合とは立場や利害関係の異なる人々に対する配慮により、政策として採用できない。 ことなどが考えられるので、首長や地方議会を説得することが不可欠となる。

Ⅱ. 具体的な取り組み項目

1. ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

<自治体・地方議員への要請項目>

①中小企業振興基本条例の制定・改訂

中小企業振興基本条例を制定・改訂し、

- ・「ものづくり産業」あるいは「製造業」
- ・「良質な雇用」あるいは「ディーセント・ワーク」(注)
- ・「賃金・労働諸条件の向上」
- ・「労働組合の参画」

といったキーワードが必ず記載されるようにすること。

(注)ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)：

権利、社会保障、社会対話が確保されていて、自由と平等が保障され、働く人々の生活が安定する、すなわち、人間としての尊厳を保てる生産的な仕事のこと。

→ 背景説明P. 15

<自治体・地方議員への要請項目>

②奨学金返還支援制度などの拡充

地方自治体で設置している奨学金返還支援制度を拡充し、活用拡大を図ること。

○対象を県外出身者や県外大学の出身者に限定している場合には、県内出身者、県内大学出身者も対象に含めるようにする。(補強)

○製造業やICT産業への就職者が対象となっていない場合には、製造業やICT産業も対象に含めるようにする。

○支援金額については、たとえば大学4年間の最高額で少なくとも100万円を確保する。(補強)

→ 背景説明P. 15

<労働組合としての活動>

③奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ…新規

地元産業界や企業に対し、地方自治体が設置している奨学金返還支援のための基金への寄付(出捐)の実施・増額を働きかける。

→ 背景説明P. 15

<自治体・地方議員への要請項目>

④国の「行政事業レビューシート」に相当するシートの作成・充実・活用

国が作成・公表している「行政事業レビューシート」を参考にして、地方自治体を実施している事業について、それぞれ個別に、目的、事業概要、予算額・執行額、目標・実績、コスト、評価などを記載したシートを作成し、公表すること。または、予算の詳細な根拠を示す資料を公表すること。

シートあるいは予算の根拠を示す資料は、地方自治体が実施しているすべての事業について作成・公表すること。

シート、資料を活用し、政策効果が少ないと見られる事業の廃止・見直し、同様の政策効果をめざしている関連事業の整理・統合を検討していくこと。

市区町村に対しても、同様のシート、資料の作成・充実・活用を促していくこと。

→ 背景説明P.16

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑤行革甲子園への参加・活用の推奨

愛媛県が全国の市区町村を対象に実施している「行革甲子園」に市区町村が積極的に参加し、また、紹介された取り組み事例を活用していくよう、都道府県から推奨すること。

都道府県行政に関しても「行革甲子園」を開催するよう、全国の都道府県に提案すること。

→ 背景説明P.18

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑥ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進・・・新規

地方自治体や企業が主体となって、特定のエリアで自営の5Gネットワークを構築し、地域課題解決など多様なニーズに対応することが期待されている「ローカル5G」について、その導入と行政サービスへの活用を検討していくこと。

地元企業に対しても導入促進を図ること。

→ 背景説明P.19

＜労働組合としての活動＞

⑦公正取引委員会地方事務所に対する情報提供・意見交換・・・新規

金属労協地方ブロックと金属の都道府県別組織が連携し、全国に8つある公正取引委員会地方事務所（関東甲信越は本局）と懇談の機会を設け、地域における優越的地位の濫用、不適切な取引の状況などに関し、情報提供し、意見交換を行う。

懇談の結果については、地方自治体、経済産業局、地方議員などに対し、詳細な報告を行い、問題意識の喚起を行う。金属労協本部に対しても、連絡を行う。

公正取引委員会地方事務所が情報提供・意見交換に応じない場合には、金属労協本部に連絡する。

→ 背景説明P.20

＜労働組合としての活動＞

⑧「下請適正取引等推進のためのガイドライン」、適正取引自主行動計画や「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」の遵守状況の確認・・・新規

中小企業庁の策定した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」、業界団体の作成した適正取引自主行動計画や、経団連、日本商工会議所、経済同友会、全国中小企業団体中央会およ

び61の業界団体、47の地方別経済団体が共同でとりまとめた「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」の遵守状況について、経営者協会、商工会議所など地元産業界と情報交換・意見交換を行い、業界団体未加入の企業をはじめ、企業における遵守徹底を働きかける。

→ 背景説明P. 21

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑨公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、「情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、電子情報技術産業協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、情報通信ネットワーク産業協会、日本電機工業会、情報サービス産業協会の作成した適正取引自主行動計画、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」などに準拠・遵守した取引を行うこと。

地方自治体が実施した入札や、締結した公契約が適正かどうかを審査する委員会に、ICT関係の実務の専門家を加えること。

→ 背景説明P. 22

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑩公契約における労働条件審査の導入

民間委託などの公契約を締結する際、全国社会保険労務士会連合会が提案している「労働条件審査」を導入すること。

→ 背景説明P. 23

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑪防災・減災体制の一層の強化と予算の拡充・・・新規

巨大地震、大規模気象災害、パンデミック（世界的な感染症の流行）などの発生を前提に、地方自治体における防災・減災体制について、住民参加の下、他の自治体の状況とも比較しながら、そのチェックを行い、必要な対策の強化、予算の拡充を行っていくこと。

→ 背景説明P. 23

＜労働組合としての活動＞

⑫災害対応における生活再建最優先の徹底、および地方自治体と協力した住民支援・・・新規

災害時に関する企業のBCP（事業継続計画）において、従業員の生活再建を最優先にするとともに、あらかじめ企業が地方自治体と協力協定を締結するなどにより、企業が円滑に従業員による被災住民支援を行っていくことができるよう、地元産業界・企業に対し働きかけを行う。

→ 背景説明P. 24

2. 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

＜自治体・地方議員への要請項目＞

①カイゼンインストラクター養成スクールの開設

ものづくり企業の従業員、OBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」を開設すること。

2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、地方自治体としての支援を創設・拡充すること。（補強）

→ 背景説明P. 27

＜労働組合としての活動＞

②カイゼンインストラクター養成スクールの現場実習受け入れ企業の紹介

全国16カ所に設置されているカイゼンインストラクター養成スクールでは、座学ののち、カイゼン指導に関する現場実習を行うことになっているが、現場実習の受け入れ企業を探すことが困難になっている場合があることから、スクールと相談のうえ、労働組合のネットワークを通じて受け入れ企業を募り、スクールに紹介する。

→ 背景説明P. 27

＜自治体・労働局・地方議員への要請項目＞

③ものづくりマイスターの活用拡大

「ものづくりマイスター」による活動実績（受講者のべ人数）は全国で216,023人（2018年度）となっているが、他の地方自治体に比べて、実績が少ないと判断される場合は、活動拡大を促すこと。

なかでも工業高校・中小企業などにおける「実技指導」をとくに重視し、その拡大を図ること。

→ 背景説明P. 30

＜労働局・地方議員への要請項目＞

④ものづくりマイスターの活用などに際しての労働組合などの参画

「ものづくりマイスター」の活用などを行う「若年技能者人材育成支援等事業」において設置される連携会議には、ものづくり産業の労働組合の代表や工業高校の代表をメンバーとして加えること。

→ 背景説明P. 30

＜自治体・経産局・地方議員への要請項目＞

⑤事業引継ぎ支援センターの強化

中小企業の事業承継支援のため各都道府県に設置されている「事業引継ぎ支援センター」の周知徹底を図ること。地域の状況により都道府県庁所在地以外にも必要な場合には、相談窓口

を増設すること。

世代交代に際し経営者の親族に後継者がいない場合などとともに、人材を採用し、人材を引き留めるために必要な賃金・労働諸条件の確保が不可能な状況にある企業に関しても、従業員への承継、親事業者との統合やバリューチェーン内における同業他社との統合を含め、事業引継ぎ支援を行っていくこと。

これまでに実施されたM&Aにおいて、譲受先企業が買収後、労働者の団結権・結社の自由を侵害したり、賃金・労働諸条件の引き下げを行った事例が見られる場合は、そうした情報を収集し、譲渡を希望している企業に提供すること。

なお、わが国の安全保障上、重要な製品・部品・素材の開発・製造を行っている企業については、譲受先企業の資本関係などにも留意すること。(補強)

→ 背景説明P. 31

<自治体・地方議員への要請項目>

⑥中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援

工業高校や工業高等専門学校に設置されている専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会、技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。

技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な助成を行っていくこと。(補強)

→ 背景説明P. 32

<自治体・地方議員への要請項目>

⑦海外事業展開を図ろうとする地元企業支援

海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準(結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除)遵守の重要性について、周知徹底すること。

県内企業の海外活動を支援するために地方自治体が設置している海外事務所に関し、米中新冷戦にともなうバリューチェーンの再構築に対応するため、とくに東南アジア・南アジアにおける体制強化を図ること。(補強)

地方自治体がタイ、インドネシアに海外事務所を設置している場合には、金属労協(JCM)が現地で年1回開催している「建設的労使関係構築に向けた労使ワークショップ」への駐在員の参加を検討すること。(補強)

→ 背景説明P. 33

<自治体・地方議員への要請項目>

⑧地域活性化に向けたふるさと納税の活用

ふるさと納税の用途については、通常の歳出では予算が確保されにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものとし、たとえば、

- ・ 専門高校の産業教育設備の購入・更新・修繕の費用。

・ 地方自治体独自の給付型奨学金の創設・拡充など、子どもの貧困・進学格差対策
・ 農産物、工業製品を問わず、返礼品＝試供品としての地元産品の活用
などに用いること。

市区町村に対しても、ふるさと納税を地元の都道府県立専門高校の産業教育設備の購入・更新・修繕費用に用いるよう、協力を求めること。

→ 背景説明P. 35

＜労働組合としての活動＞

⑨ものづくり教室の開催

地方連合会金属部門連絡会など金属の都道府県別組織を中心に、組合員・OBの参画を募り、小学生などを対象とする「ものづくり教室」を開催する。プログラミングなども含めた工作についても、検討する。→ 背景説明P. 37

3. 工業高校教育の強化

＜自治体・地方議員への要請項目＞

①産業教育設備予算の拡充

専門高校に対する各都道府県の「産業教育設備予算」、とりわけ実験実習設備の購入費（新規・更新）や修繕費を大幅に拡充すること。

工具や実習材料の予算も拡大を図ること。

ふるさと納税を、専門高校の産業教育設備の購入・更新・修繕費用に用いること。

市区町村に対しても、ふるさと納税を地元の都道府県立専門高校の産業教育設備の購入・更新・修繕費用に用いるよう、協力を求めること。

地方自治体、専門高校と工作機械メーカーなど民間企業とが連携し、民間企業が産業教育設備や修理サービスを提供する仕組みを構築すること。（補強）

→ 背景説明P. 39

＜自治体・学校・地方議員への要請項目＞

②「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定獲得

都道府県下の専門高校とりわけ工業高校が、文部科学省の推進する「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」に積極的に応募するよう、サポートを強化すること。

→ 背景説明P. 39

＜自治体・地方議員への要請項目＞

③工業高校の魅力の発信

工業高校の就職実績、3年離職率の低さなど、工業高校の魅力の情報発信に努めること。

→ 背景説明P. 40

＜自治体・地方議員への要請項目＞

④「ジュニアマイスター顕彰制度」などの活用拡大

全国工業高等学校長協会が実施している「ジュニアマイスター顕彰制度」の認定件数は地域ごとに大きな差があるため、少ない地域では、工業高校に対しその拡大を促すこと。

→ 背景説明P. 41

＜自治体・学校・地方議員への要請項目＞

⑤専攻科の拡充

工業高校への専攻科の設置を促すこと。

すでに設置済みの場合は、第4次産業革命に対応するものづくり人材の育成強化を図るとともに、社会人のリカレント教育などについても活用していくこと。

I C T企業、工作機械メーカーなどに協力を求め、設備や教育内容の充実を図ること。(補強)

→ 背景説明P. 42

＜自治体・学校・地方議員への要請項目＞

⑥工業高校、工業高等専門学校卒業者の地元ものづくり産業での再就職支援

工業高校、工業高等専門学校を卒業し、いったんものづくり産業、またはその他の産業に就職したものの、短期間のうちに離職したいいわゆる「第二新卒」が地元のものづくり産業で就職するため、母校を活用した支援システムを構築すること。

再就職支援については、退職教員の積極的な活用を図ること。(補強)

→ 背景説明P. 44

＜自治体・地方議員への要請項目＞

⑦実習助手の待遇改善

「実習助手」について、たとえば「実習教諭」など、実習の指導、指導計画の作成、成績評価といった職務内容を適正に表す呼称を用いるとともに、教員免許を有する者は、「教育職2級」の給料表を適用すること。

→ 背景説明P. 44

＜労働組合としての活動、地方議員への要請項目＞

⑧工業高校の見学

地元の工業高校を見学し、教職員と情報交換・意見交換を行う。

労働組合として地元の工業高校を見学する際、支援する地方議会議員などに同行を求める。(補強)

なお、都道府県に連合加盟の高等学校教職員組合がない場合には、支援する地方議会議員などに協力を求める。(補強)

→ 背景説明P. 44

4. ワークルール遵守に向けた仕組みづくり

<労働組合としての活動>

①地方連合会と都道府県社会保険労務士会との意見交換・情報交換

地方連合会として、都道府県社会保険労務士会との意見交換・情報交換の場を定期的で開催する。都道府県下の社会保険労務士の活動が、社会保険労務士法の目的とする「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」に則ったものとなっているかどうか、具体的な事例に即して情報交換・意見交換を深める。首切りや賃金・労働諸条件引き下げにつながるようなコンサルタントやホームページなどでの不適切な情報発信が行われないよう、必要な対応を求めるとともに、雇用の安定、賃金・労働諸条件の向上、労災の撲滅などに向けた、社会保険労務士会の一層の取り組み強化を求めていく。

2020年4月から始まる「社労士診断認証制度」についても、意見交換・情報交換を行う。(補強)

→ 背景説明P.45

5. 特定最低賃金の取り組み強化

<労働組合としての活動>

①組織内における特定最低賃金の意義・重要性の共有化と組織外への発信強化

金属労協の策定しているリーフレットなども活用し、特定最低賃金に直接携わる者だけでなく、広く組織内全体で、特定最低賃金の意義、特定最低賃金制度における企業内最低賃金協定の重要性などに関し共有化を図る。

都道府県知事や都道府県議会議員に対し、特定最低賃金の意義・重要性について、浸透を図る。(補強)

国政選挙や都道府県知事選挙、都道府県議会選挙の候補者と政策協定を締結する場合には、特定最賃の維持・強化に対する支持を盛り込んでいく。(補強)

特定最賃の新設・金額改正の申出や審議の際、都道府県庁記者クラブなどにおいて記者会見・記者説明会を行い、特定最賃に対する宣伝活動を強化する。(補強)

→ 背景説明P.48

6. 仕事と家庭の両立支援

＜労働組合としての活動＞

①企業主導型保育事業の活用

「企業主導型保育事業助成金」を活用し、企業単独、グループ企業共同で、もしくは工業団地や地域の事業所が共同して保育所を設置するよう、地元産業界・企業に提案していく。

→ 背景説明P. 50

＜自治体・地方議員への要請項目＞

②学童保育の拡充と、保育士、学童保育指導員（放課後児童支援員）の賃金・労働諸条件改善

学童保育未設置校区の学童保育設置を進めていくこと。

学童保育の質の改善に向け、運営主体は公立公営、社会福祉協議会、学校法人、社会福祉法人、民間企業を基本とすること。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、これまで「従うべき基準」とされてきた学童保育指導員（放課後児童支援員）の数および資格の基準について、引き続きこれを厳守するよう、市区町村に対し強力に働きかけること。（補強）

保育士、学童保育指導員の賃金・労働諸条件について、人命を預かる重責に相応しい水準の確保に向けて改善を図っていくこと。

→ 背景説明P. 50

＜自治体・地方議員への要請項目＞

③病児・病後児・体調不良児の保育の拡充

市区町村に対して、保育所や学童保育の利用児童数・待機児童数と比べ、病児・病後児・体調不良児のための保育施設が適正数確保されているかをチェックし、必要な拡充を行うよう、都道府県として働きかけを行っていくこと。

市区町村に対して、病児・病後児・体調不良児保育施設を利用しようとする者が、ネットで空き状況を確認し、申し込みのできるシステムを整備するよう働きかけること。

→ 背景説明P. 53

7. 外国人技能実習制度、新しい在留資格「特定技能」の適正な運用

＜自治体・監督署・出入国管理局・実習機構・地方議員への要請項目＞

①外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、監理団体や登録支援機関、受け入れ企業による不正行為の根絶、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上」の実効的な確保

外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、監理団体や登録支援機関、受け入れ企業

(実習実施者、特定技能所属機関)による不正行為の根絶に向け、死亡・失踪、不正行為の事例について迅速に情報を公開し、適切な対応を行うこと。(補強)

地域で働く外国人技能実習生や特定技能外国人に対する報酬については、単に法定最低賃金(地域別最低賃金、特定最低賃金)を上回っているだけでなく、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上」が実効的に確保されているかどうか、受け入れ企業から提出される「技能実習生の報酬に関する説明書」や「特定技能外国人に対する報酬の支払状況」などの書類のチェックとともに、ハローワークにおける募集賃金など地域の賃金水準に比べ適正かどうか、チェックを行っていくこと。(補強)

→ 背景説明P. 54

<労働組合としての活動>

②外国人材の生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての働きかけ…新規

労働組合として、定期的に地方出入国在留管理局・支局の受入れ環境調整担当官、外国人技能実習機構地方事務所・支所との情報交換・意見交換を行っていく。外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、監理団体や登録支援機関、受け入れ企業による不正行為の状況、賃金水準なども含め確認していく。

→ 背景説明P. 54

<自治体・地方議員への要請項目>

③「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の実践

地方自治体が政府の策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(2019年12月改訂)」を実践するにあたり、労働組合との連携を強化すること。

外国人の生活支援については、「地方創生推進交付金」を活用し、集住都市などにおける先進的・優良な取り組み事例を参考にしながら、取り組んでいくこと。(補強)

→ 背景説明P. 57

Ⅲ. 背景説明

1. ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

①中小企業振興基本条例の制定・改訂

中小企業振興基本条例は、中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の健全な発展により、地域経済の活性化を図ることを目的として、地方自治体が、中小企業の振興に関する基本方針や施策の大綱を定めるとともに、自治体の責務、中小企業者の努力、住民の理解と協力などに関して記載した条例です。JAMのまとめによると、2020年2月時点で、全国46都道府県、479市区町村で中小企業振興基本条例が制定されています。

地域経済活性化のカギは、やはりものづくり産業にあります。中小企業振興基本条例が、地元ものづくり中小企業の競争力強化に寄与するものとなるよう、労働組合として働きかけを強化していく必要があります。なお、過度な地元産品購入運動により、消費者利益や企業競争力、自治体財政に悪影響を与えることにならないよう、十分に注意する必要があります。

資料1 中小企業振興基本条例制定の地方自治体数（2020年2月時点）

都道府県	総数		都道府県	総数	都道府県	総数	都道府県	総数			
	都道府県	市区町村						都道府県	市区町村		
全国計	525	46	479	富山	6	1	5	島根	20	1	19
北海道	44	1	43	石川	10	1	9	岡山	6	1	5
青森	5	1	4	福井	4	1	3	広島	9	1	8
岩手	5	1	4	山梨	14	1	13	山口	8	1	7
宮城	14	1	13	長野	10	1	9	徳島	7	1	6
秋田	8	1	7	岐阜	19	1	18	香川	11	1	10
山形	8	1	7	静岡	18	1	17	愛媛	10	1	9
福島	13	1	12	愛知	17	1	16	高知	2	0	2
茨城	1	1	0	三重	2	1	1	福岡	10	1	9
栃木	20	1	19	滋賀	6	1	5	佐賀	3	1	2
群馬	17	1	16	京都	4	1	3	長崎	9	1	8
埼玉	15	1	14	大阪	15	1	14	熊本	12	1	11
千葉	20	1	19	兵庫	18	1	17	大分	12	1	11
東京	27	1	26	奈良	2	1	1	宮崎	2	1	1
神奈川	6	1	5	和歌山	9	1	8	鹿児島	7	1	6
新潟	24	1	23	鳥取	5	1	4	沖縄	11	1	10

資料出所：JAM

②奨学金返還支援制度などの拡充

③奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ

地方自治体では、地方創生の一環として、国の特別交付税などの資金を活用して基金を設置し、自治体と地元産業界が協力し、地元企業に就業した人の奨学金返還に対する支援制度が設けられています。制度内容などは自治体ごとにより異なっており、製造業に就職した者、ICT産業に就職した者、県内大学出身者などは対象とならない場合があるので、対象者が拡大されるようにしていくことが重要です。

また、支援金額についても、国の制度紹介パンフレットでは、イメージとして150万円を挙げっていますが、数十万円に止まっているところもあります。

なお、27都道府県、42市区町村の事例が日本学生支援機構のホームページに掲載されていま

す。(ホーム>奨学金>地方公共団体の返還支援及び奨学生推薦制度>地方創成の推進>2.地方公共団体の返還支援制度)

資料2 地元就職者対象の奨学金返還支援制度の事例(都道府県分)

都道府県	年間募集人数	最高額(大学4年間の場合)	特徴
岩手	50	150万円	工学、理学、農学、薬学、情報学からものづくり企業への就職者。登録事業所以外は最高100万円
秋田	1,000人以上	一般分39.9万円 未来創生分60万円	未来創生分は、理系または特定の外国語に一定の資格を有する者で航空機、自動車、医療福祉機器、情報、新エネルギーの企業への就職者
山形	300(市町村連携枠含む)	124.8万円	商工、農林水産、建設、医療・福祉への就職者
福島	一般枠25 理系枠7	一般枠153.6万円 理系枠307.2万円	製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業のうち、エネルギー、医療、ロボット、環境・リサイクル、輸送用機械、電子機械、ICT、6次化関連産業への就職者
栃木	50	150万円	製造業への就職者
東京		300万円	介護職員として働く者に奨学金返還相当額を支給する事業所に補助。
新潟		120万円	
富山		奨学金2年間分	県外在住の理工系から助成対象経費の2分の1を出捐できる中堅・中小企業への就職者
石川			理系大学院から鉄鋼、非鉄金属、金属製品、はん用・生産用・業務用機器、電子部品・デバイス・回路、電気機器、輸送用機器、繊維、化学、食料品、飲料・たばこ・飼料、情報通信機器の各製造業、情報サービス業の中小企業への就職者に最高100万円
福井	40	100万円	県外の大学等の理系から建設業、製造業、情報通信業、農業・林業、医療、福祉への就職者
山梨	35	奨学金卒業前2年間分	理学部、工学部から機械電子産業の中小企業への就職者
三重	20	100万円	指定地域への定住を希望する者
京都		45万円	奨学金返済を支援する中小企業に企業負担額の2分の1以内を補助
兵庫		30万円	奨学金返済を支援する中小企業に年間支給額の2分の1を補助
奈良	若干名	大学在学中の奨学金相当額	文化芸術に携わる職種の自営業、県文化芸術振興奨学金基金出捐企業(現在はなし)への就職者
和歌山	40	100万円	理工系、情報系、農学系、薬学系から製造業、情報通信業の協力企業38社への就職者
鳥取	180	144万円	製造業、IT企業、薬剤師、建設業、建設コンサル業、旅館ホテル業、民間保育士・幼稚園教諭、農林水産業への就職
鳥根	30	288万円	中山間地、離島の事業所への就職者
山口	25		理系大学院または薬学部から製造業への就職者に最大奨学金2年間分
徳島	100	100万円	県内公募枠(別に全国公募枠)
香川	50	72万円	理工系または観光関連分野
愛媛	100	117.6万円	ものづくり産業、IT関連、観光分野への就職者
高知	30	120万円	
長崎	50	150万円	製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、建設業、卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、観光関連産業、保険業・金融業、BPO企業等への就職者
熊本	110	244.8万円	うち中小企業への就職者100名。県の基金に助成額の2分の1を出捐した企業への就職者
宮崎	40	100万円	みやざき産業人材確保支援基金に支援額の4分の1を寄付した企業への就職者
鹿児島	100	大学等在学中の奨学金全額	

(注)1. 金属労協政策企画局で把握したものであり、各都道府県で確認する必要がある。

2. 資料出所：日本学生支援機構、各府県ホームページより金属労協政策企画局で作成。

④国の「行政事業レビューシート」に相当するシートの作成・充実・活用

地方自治体に対し政策・制度要請を行う前提として、まず現時点で、どのような事業が行われているかを調べ、その内容、規模、成果などをチェックしていく必要があります。そうでなければ、政策・制度要請を行っても、自治体から、「こうした制度があります」「この予算を増やしました」「これを新しくやります」といった回答を得て終わってしまうことになりかねませ

ん。逆に、既存の制度の問題点を具体的に指摘できれば、労働組合の政策実現力は著しく高まります。

とくに既存の施策が、建前では、住民、勤労者、子ども、高齢者、中小企業、ものづくり産業、農家、芸術家、スポーツ選手などの支援のための制度、ということになっていても、実際には、周辺の関係者の利益になっているだけ、という場合があるので、十分な注意が必要です。

一般的に、自治体を実施する新しい施策、重点的に予算配分する施策については、ホームページなどで具体的な内容が紹介されますが、以前から継続して行われている施策は、事業の名称程度しか紹介されていない場合があります。これに対して国では、各府省が実施している約5,000の事業すべてについて、目的や事業概要、予算額・執行額、内訳、成果目標・成果実績、単位あたりコスト、政策評価、点検・改善結果、支出先などを記載した「行政事業レビューシート」を作成し、ホームページで公表しています。多くの自治体でも、「シート」「調書」「評価書」など名称はさまざまですが、「行政事業レビューシート」に相当するシートを作成・公表したり、個別事業の予算の根拠を示す資料を公表しています。どの程度の事業を網羅しているか、記載内容の充実度合いなどは自治体によりかなり異なっているため、一部の事業についてのみ公表されている場合や、1事業1ページ以上の「シート」の形式になっておらず、複数の事業をまとめた一覧表の形になっている場合には、①全事業に関して、②1事業1ページ以上の詳細なもの、が作成・公表されるよう要請していくとともに、それを積極的に活用し、ライバル自治体、近隣自治体などとの比較を行っていくことが重要です。

国の行政事業レビューシートは、「〇〇省 平成・令和〇年度行政事業レビュー」で検索すると、たどり着くことができます。なお国のシートは、前年も行っていた事業、当年度に始まった事業、翌年度に予定している事業で分類されており、概算要求前と概算要求後の2回、公表されます。

都道府県では、鳥取県の「各事業ごとの要求内容」が充実しており、2020年度当初予算の要求段階で1,477の事業について、作成されています。なおホームページでは、「鳥取県 平成〇年度 一般事業段階要求状況」で検索し、たどり着いたページから、「各事業ごとの要求内容」に入っていきます。

埼玉県では、平成31年度当初予算について、1,081の事業について「予算見積調書」を公表しています。「埼玉県 予算見積調書」で検索するとたどり着くことができます。

資料3 鳥取県で「各事業ごとの要求内容」を公表している事業数(令和2年度予算)

会計・部局	事業数	会計・部局	事業数	会計・部局	事業数
令和新時代創造本部	22	商工労働部	87	生活環境部公共	7
交流人口拡大本部	79	農林水産部	186	農林水産部公共	33
危機管理局	19	水産振興局	35	水産振興局公共	3
総務部	90	県土整備部	63	県土整備部公共	127
地域づくり推進部	89	警察本部	25	特別会計	37
福祉保健部	221	教育委員会	145	企業会計	8
子育て・人材局	77	会計管理局	4		
生活環境部	110	県会・各種委員会	10	合計	1,477

資料出所：鳥取県庁ホームページより金属労協政策企画局で作成。

資料4 埼玉県で「予算見積調書」を公表している事業数(平成31年度当初予算)

所属	事業数	所属	事業数	所属	事業数
企画財政部	49	保健医療部	128	企業局	5
総務部	46	産業労働部	114	病院局	1
県民生活部	86	農林部	115	議会事務局	7
危機管理防災部	23	国土整備部	74	教育局	103
環境部	68	都市整備部	32	下水道局	1
福祉部	182	出納	2	警察本部	45
				合計	1081

資料出所:埼玉県庁ホームページより金属労協政策企画局で作成。

資料5 鳥取県の「各事業ごとの要求内容」の記載例

鳥取県 鳥取県庁ホームページより

現在の位置: 予算編成過程の公開 - 令和2年度予算 - 教育委員会 - 教育実習設備整備費

令和2年度
当初予算 一般事業(公共事業以外) 一般事業要求 支出科目 教、教育費 項: 高専
学校費 目: 施設設備整備費

事業名: **教育実習設備整備費**

おとど (この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)
教育委員会 教育環境課 教育情報化・学校整備担当
電話番号: 0857-26-7507 E-mail: kyosaku@pref.tottori.lg.jp

	事業費(A)	人件費(B)	トータルコスト(A+B)	正職員	会計年度外職員	特別職員	非常勤職員	高齢職員
H2年度当初予算要求額	172,674千円	1,574千円	174,248千円	0.2人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
H31年度6月補正後予算額	37,938千円	1,588千円	39,526千円	0.2人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人

事業費
要求額: 172,674千円 (前年度予算額 37,938千円) 財源: 単県

事業内容

1 事業の目的・概要
県立学校において、実践的な技術・技能を持った生徒を育成するための産業教育・実習等のために必要な設備や、普通教科の授業等に必要の実習設備及び管理の実習設備の整備を行う。

2 主な事業内容

学校名	設備等名称	整備数	要求額(千円)
鳥取商業高校	教師用実験台(化学室)	1	4,611
	生徒用実験台(化学室)	6	6,345
鳥取工業高校	電子セドライト	6	11,445
	トータルステーション	1	7,602
鳥取湖陵高校	製氷機	1	957
	トータルステーション	1	1,100
鳥取緑風高校	農業用運搬車	1	1,078
	ウッドチップパー	1	945
倉吉東高校	生徒用実験台(固定式・地学室)	6	5,673
	生徒用実験台(移動式・地学室)	1	1,451
倉吉西高校	教師用実験台(地学室)	1	6,347
	教師用実験台	10	451
倉吉農業高校	プレハブ冷蔵庫	1	1,980
	金属検出器	1	8,771
倉吉総合産業高校	トラクター	1	18,206
	高電圧実習装置	1	10,443
米子高校	立形フリス座(MS-V)	1	534
	介護実習モデル人形(男性)	1	534
米子南高校	介護実習モデル人形(女性)	1	3,757
	生ごみ処理機	1	21,943
米子工業高校	万能試験機	5	26,532
	小型旋盤	5	23,328
境港総合技術高校	汎用小型旋盤	1	2,128
	食品加工室ボイラー	1	474
日野高校	中型DS食品乾燥機	1	890
	真空土練機	1	161,374

鳥取湖陵高校	温室環境制御システム(賃借料)	10,032
智頭農林高校	ワゴン自動車(賃借料)	1,268
合計		117,674

3 整備の考え方
○産業教育・実習に必要な設備については、卒業後の就職先等で実際に使用されているものを整備する。
○教育内容の見直しなどで必要となるものを整備する。
○老朽化や故障等により、修繕では対応できない設備は更新する。
○生徒数や授業数等も考慮し、必要数の設備を整備する。

4 予算措置状況
・鳥取湖陵高校「温室環境制御システム(賃借料)」については債務負担行為設定済(平成27～令和3年度)
・智頭農林高校「ワゴン自動車(賃借料)」については債務負担行為設定済(令和2～8年度)

これまでの取組と成果

これまでの取組状況
○平成31年度より「技術スペシャリスト育成環境整備事業」と統合し、県立学校の実証・実習設備の新規整備や更新を行っている。
・H29当初予算 5校(8設備)を整備。
・H30当初予算 6校(10設備)を整備。
・H31当初予算 3校(5設備)を整備。

これまでの取組に対する評価
・機器の新規設備や更新により、学校における実習が円滑に進められている。
・実習により機器の使用手法や加工技術等を身につけることで、生徒の進路選択を広げるとともに、県内外の企業等で即戦力となっている。

要求額の財源内訳 (単位:千円)

区分	事業費	財源内訳					
		国庫支出金	県庫支出金	市町村負担金	国庫補助金	県庫補助金	その他
前年度予算	37,938	0	0	0	0	0	30,938
要求額	172,674	0	0	0	0	0	172,674

▲ページ上部に戻る
個人情報保護 | リンク | 著作権 | アクセシビリティ

資料出所: 鳥取県ホームページ

⑤行革甲子園への参加・活用の推奨

愛媛県では、全国の市区町村を対象に、取り組んできた行政改革のアイデアやノウハウを発表し合い、表彰し、共有することによって、他の地方自治体が自らの取り組みに活用し、行政改革の推進を図ることを目的として、隔年で「行革甲子園」を開催しています。2018年には、47都道府県の117市区町村から141事例の応募があり、

- ・他の自治体との連携による効率化・効果拡大事例
- ・公共施設等の有効活用・効果的なマネジメント事例
- ・民間企業や大学等の知恵・ノウハウ・資金・パワーの有効活用事例
- ・ICTの活用による効率化・新事業導入事例

- ・業務の標準化・見える化等による改善事例
- ・歳入増加や経費削減、組織の見直し事例
- ・住民との協働や住民のネットワーク等の活用事例
- ・新たな手法の導入等による地域活性化事例

などが紹介されました。

市区町村が積極的に「行革甲子園」に参加するとともに、参加していない市区町村も、紹介された取り組み事例を活用していくよう、都道府県から推奨していくことが重要です。また都道府県としても、都道府県行政に関する「行革甲子園」の開催を検討してはどうでしょうか。

行革甲子園のホームページは、「行革甲子園」で検索し、たどり着くことができます。

資料6 行革甲子園2018における応募状況

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	5	新潟	2	奈良	8	大分	2
青森	4	山梨	2	和歌山	2	宮崎	3
岩手	2	長野	4	岡山	3	鹿児島	4
茨城	6	岐阜	2	広島	2	沖縄	4
群馬	2	静岡	2	徳島	2	47都道府県計	141 (前回 2016年 は104)
埼玉	2	愛知	3	愛媛	29		
千葉	2	滋賀	4	佐賀	2		
東京	3	京都	3	長崎	4		
神奈川	3	大阪	7	熊本	4		

(注)1. 記載のない県はすべて1件ずつ。2つの都道府県の市区町村が共同で取り組んでいるものがあり、計とは一致しない。

2. 資料出所：愛媛県

⑥ローカル5Gの導入の検討、地元企業への導入促進

ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や地方自治体などのさまざまな主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする新しい仕組みです。通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも、独自に5Gシステムを構築・利用することが可能になります。また、通信事業者のサービスと比較して、他の場所の通信障害や災害、ネットワークの輻輳などの影響が受けにくいといわれています。

自治体では、河川等の監視など災害対応、遠隔診療、公共施設の運営、そしてテレワーク環境の整備など、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待されています。また企業においても、スマートファクトリーの構築や建機の遠隔制御などへの活用が想定されており、地元企業における導入検討に向けて、自治体としても啓発活動・勉強会などを実施していくことが重要です。

総務省では、2019年12月「ローカル5G導入に関するガイドライン」を策定しており、各自治体における導入と活用に関し、検討を進めていくことが重要です。

資料7 ローカル5G導入に関するガイドライン（抜粋）

令和元年12月 総務省

1. ガイドラインの目的
 - (1) ローカル5Gの概要

地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム（以下「ローカル5G」という。）については、情報通信審議会 新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日）において、候補周波数帯のうち、28.2-28.3GHzについて技術的条件が取りまとめられ、今般、必要な制度整備を行った。

ローカル5Gは、携帯電話事業者による全国向け5Gサービスとは別に、地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟にネットワークを構築し利用可能とする新しい仕組みであり、地域の課題解決を始め、多様なニーズに用いられることが期待される。基本的には、自営目的での利用を想定しているが、地域に密着した多様なニーズに対応するために、地域の企業等にネットワーク構築等を依頼し、電気通信役務として提供を受けることも可能としている。

5Gは、導入当初は、制御信号を扱う4G（以下「アンカー」という。）のインフラを基盤として動作する無線アクセスネットワーク（NSA：Non Stand Alone。以下「NSA」という。）構成で運用される技術仕様となっており、その後5Gのみで動作する無線アクセスネットワーク（SA：Stand Alone）構成による運用へと移行することが想定される。ローカル5Gについても、導入当初は、NSA構成によるアンカーの構築が必要となることから、地域広帯域移動無線アクセスシステム（以下「地域BWA」という。）の帯域（2575-2595MHz）を使用した4Gによる通信システム（以下「自営等BWA」という。）を自ら構築するか、携帯電話事業者又は地域BWA事業者の4G網を使用するかのいずれかが求められる。

このため、上述の委員会報告においては、自営等BWAについて技術的条件が取りまとめられ、今般ローカル5Gと併せて必要な制度整備を行った。

(2) ガイドラインの目的

本ガイドラインは、上記を踏まえ、ローカル5Gの導入を促進する観点から、ローカル5G及び自営等BWAに係る制度について明確化するものである。

具体的には、ローカル5G及び自営等BWAの無線局免許の申請手続や、電気通信事業として導入する場合の考え方について、電波法（昭和25年法律第131号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用関係について明確化し、ローカル5G及び自営等BWAに関係する制度の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

なお、ローカル5Gは、4.6-4.8GHz及び28.2-29.1GHzの周波数帯が候補帯域として想定されているが、本ガイドラインは、その中でも、先行して制度整備を行った28.2-28.3GHzの100MHz幅の利用について整理を行うものである。

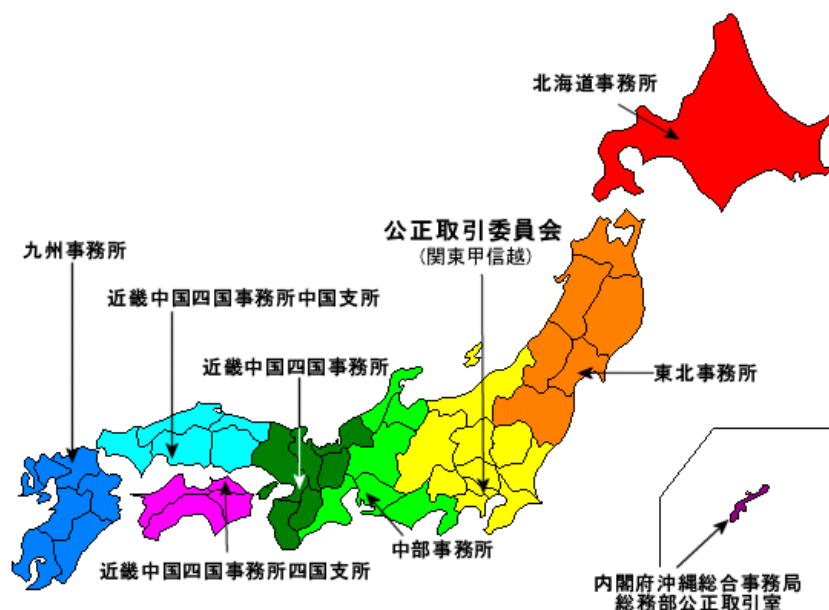
⑦公正取引委員会地方事務所に対する情報提供・意見交換

2016年9月、政府は親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ることなどを目的とした「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」を公表、これに基づいて、下請法、下請中小企業振興法の強化、手形に関する通達の見直し（支払いは可能な限り現金とし、手形サイトは将来的に60日以内とするよう努める）、業界団体による自主行動計画の策定、業種別下請ガイドラインの改訂、「型」管理の適正化に向けたアクションプランの策定などが実施されるとともに、公正取引委員会の書面調査、中小企業庁による自主行動計画フォローアップ調査や下請Gメンヒアリング調査などが実施され、不適切な事例に関して対応が行われているところですが、局面が大きく変わっている状況は見られません。

労働組合として、取引の実態、サプライヤーの実情を規制当局に伝え、取り組みの一層の強化を求めていくことが重要です。また、規制当局の反応が芳しくない場合には、そうした状況を地方自治体、経済産業局、地方議員などに伝えていく必要があります。

公正取引委員会の地方事務所は、全国8カ所となっています（関東甲信越は本局）。

資料8 公正取引委員会の地方事務所



⑧ 「下請適正取引等推進のためのガイドライン」、適正取引自主行動計画や「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」の遵守状況の確認

中小企業庁の策定した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」、業界団体の作成した適正取引自主行動計画や、経団連、日本商工会議所、経済同友会、全国中小企業団体中央会および61の業界団体、47の地方別経済団体が共同でとりまとめた「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」については、業界団体や地方別経済団体に加入していない企業においても、遵守されなくてはなりません。商工会議所や経営者団体によるチェック活動を促していく必要があります。

資料9 適正取引のためのガイドライン、自主行動計画

中小企業庁の策定した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」

(1) 素形材、(2) 自動車、(3) 産業機械・航空機等、(4) 繊維、(5) 情報通信機器、(6) 情報サービス・ソフトウェア、(7) 広告、(8) 建設業、(9) 建材・住宅設備産業、(10) トラック運送業、(11) 放送コンテンツ、(12) 金属、(13) 化学、(14) 紙・加工品、(15) 印刷、(16) アニメーション制作業、(17) 食品製造業・小売業(豆腐・油揚げ製造業)、(18) 食品製造業・小売業(牛乳・乳製品製造業)

業界団体の策定した自主行動計画

自動車：(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会

素形材：(一財)素形材センター等 計9団体連名

機械製造業：(一社)日本建設機械工業会、(一社)日本産業機械工業会、(一社)日本工作機械工業会、(一社)日本半導体製造装置協会、(一社)日本ロボット工業会、(一社)日本計量機器工業連合会、(一社)日本分析機器工業会

航空宇宙工業：(一社)日本航空宇宙工業会

繊維：日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会連名

電機・情報通信機器：(一社)電子情報技術産業協会、(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)日本電機工業会

情報サービス・ソフトウェア：(一社)情報サービス産業協会

流通業(スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業)：

(一社)日本スーパーマーケット協会、(一社)全国スーパーマーケット協会、日本チェーンドラッグスト

ア協会、(一社)日本ボランティアチェーン協会、(一社)日本フランチャイズチェーン協会、(一社)日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会
建材・住宅設備業：(一社)日本建材・住宅設備産業協会
紙・紙加工業：日本製紙連合会
トラック運送業：(公社)全日本トラック協会
建設業：(一社)日本建設業連合会
警備業：(一社)全国警備業協会
放送コンテンツ業：放送コンテンツ適正取引推進協議会

資料出所：中小企業庁ホームページ

資料10 「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」参加団体

(一社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、(公社)経済同友会、全国中小企業団体中央会

○業種別経済団体 (61団体)

板硝子協会、(一社)住宅生産団体連合会、(一社)情報サービス産業協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、(一社)信託協会、(一社)生命保険協会、石油鉱業連盟、石油連盟、石灰石鉱業協会、(一社)セメント協会、(一社)全国銀行協会、(一社)全国建設業協会、(一社)全国信用金庫協会、(一社)全国地方銀行協会、全国通運協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(公社)全日本トラック協会、(一社)第二地方銀行協会、(公社)鉄道貨物協会、電気事業連合会、電機・電子・情報通信産業経営者連盟、(一社)電子情報技術産業協会、(一社)投資信託協会、(一社)日本化学工業協会、日本化学繊維協会、(一社)日本ガス協会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本港運協会、日本鉱業協会、(一社)日本工作機械工業会、(一社)日本ゴム工業会、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、日本証券業協会、(一社)日本人材紹介事業協会、(一社)日本人材派遣協会、日本製紙連合会、日本製薬工業協会、日本製薬団体連合会、(一社)日本船主協会、日本船舶輸出組合、(一社)日本倉庫協会、(一社)日本造船工業会、(一社)日本損害保険協会、日本チェーンストア協会、(一社)日本鉄鋼連盟、(一社)日本電機工業会、(一社)日本電線工業会、(一社)日本塗料工業会、(一社)日本乳業協会、日本百貨店協会、日本肥料アンモニア協会、(一社)日本ベアリング工業会、(一社)日本貿易会、日本紡績協会、(一社)日本民営鉄道協会、日本羊毛産業協会、(一社)日本旅行業協会、ビール酒造組合、(一社)不動産協会、(一社)不動産証券化協会、

○地方別経済団体 (47団体)

北海道経営者協議会、(一社)青森県経営者協会、(一社)岩手県経営者協会、(一社)宮城県経営者協会、(一社)秋田県経営者協会、(一社)山形県経営者協会、福島県経営者協会連合会、(一社)茨城県経営者協会、(一社)栃木県経営者協会、(一社)群馬県経営者協会、(一社)埼玉県経営者協会、(一社)千葉県経営者協会、(一社)東京経営者協会、(一社)神奈川県経営者協会、(一社)新潟県経営者協会、(一社)富山県経営者協会、(一社)石川県経営者協会、福井県経営者協会、山梨県経営者協会、(一社)長野県経営者協会、(一社)岐阜県経営者協会、(一社)静岡県経営者協会、愛知県経営者協会、三重県経営者協会、(一社)滋賀経済産業協会、京都経営者協会、大阪経営者協議会、兵庫県経営者協会、(一社)奈良経済産業協会、和歌山県経営者協会、(一社)鳥取県経営者協会、(一社)島根県経営者協会、岡山県経営者協会、広島県経営者協会、山口県経営者協会、徳島県経営者協会、香川県経営者協会、愛媛県経営者協会、高知県経営者協会、福岡県経営者協会、佐賀県経営者協会、長崎県経営者協会、熊本県経営者協会、大分県経営者協会、宮崎県経営者協会、鹿児島県経営者協会、(一社)沖縄県経営者協会

計 112団体 (2017年11月16日現在)

資料出所：経団連

⑨公契約における下請法、下請ガイドライン、自主行動計画などに準拠・遵守した適正取引

公契約、とりわけ情報サービスやソフトウェアを発注する取引においては、予算執行時期の関係などから、短納期発注が行われやすい状況があります。公契約は下請法の対象外ですが、下請法や下請ガイドライン、自主行動計画、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」に準拠・遵守した適正取引が行われるよう、体制整備と意識改革を進めていく必要があります。

⑩公契約における労働条件審査の導入

全国社会保険労務士会連合会では、一般競争入札などにより地方自治体が行う公共事業・業務の実施に関する委託を受けた企業について、社会保険労務士が労働基準法などの労働社会保険諸法令に基づく規程類・帳簿書類の整備状況を確認するとともに、その規程類・帳簿書類の内容のとおり労働条件が確保され、労働者がいきいきと働くことができる職場になっているかを確認する「労働条件審査」を提案しています。東京都では、板橋区が2008年に導入したのを皮切りに、千代田区、新宿区、北区、練馬区、江戸川区でも採用されています。

なお仕組みの詳細は、全国社会保険労務士会連合会のホームページに掲載されています。(ホーム>連合会・社労士会について>連合会の取り組み>公契約における労働条件審査)

資料11 千葉県流山市における労働条件審査結果（2018年度）

平成30年度指定管理者制度における労働条件審査の結果について

1 目的及び市の役割

指定管理者のもとで働く従業員等の労働条件が市民サービスの向上にむけて安定的・継続的に業務に従事でき、公の施設の管理運営業務に責任を担える状況にあるか確認するため、労働条件審査を行いました。
なお、審査において指摘のあった事項については、市が適正な労働環境を整備するよう指定管理者に対して指導するとともに、改善の状況を確認しています。

2 調査対象

平成28年度以降指定管理者となり、指定管理期間が初年度となる事業者が対象となります。

	施設名	指定管理者名	所管課
①	向小金福祉会館	〃	社会福祉課
②	初石公民館	〃	公民館
③	森の図書館	〃	図書・博物館

3 審査方法

社会保険労務士に委託して、以下の審査を行いました。なお、実施時期は施設の指定管理開始から6カ月以降とされています。

(1) 事前審査

事前に指定管理者から提出された就業規則等の書類において法令で要求されている事項の記載を確認し、労働環境の全体像を把握するため、審査を行いました。

(2) 現地審査

事前に提出された就業規則等の規程の運用状況や各種帳簿等の整備・運用状況、各種届出の有無・適正性を確認し、労働社会保険諸法令の遵守状況の評価・確認するため、審査実施者は、指定管理者に対して現地審査を行いました。

(3) 法令遵守確認ヒアリング

就業規則等の規程の運用状況を総合的に評価・確認するため、現地審査に合わせて、審査実施者は指定管理者の従業員に対する法令遵守確認のヒアリングを行いました。

4 審査の主な内容

(1) 労働基準法等に関する事項

- ア 就業規則、賃金規程、退職金規程、育児・介護休業規程（その他就業規則において別に定める旨が規定されている規程等を含む。）
- イ 出勤簿（タイムカード）
- ウ 労働者名簿
- エ 賃金台帳
- オ 労働条件通知書、雇用契約書
- カ 労働基準法他諸法令に基づく協定書控（時間外労働・休日労働に関する協定届、賃金控除協定等）

(2) 労働安全衛生法に関する事項

労働安全衛生法に基づく申請・届出書等控（定期健康診断報告書 衛生管理者・産業医選任報告書）、衛生委員会の議事記録等

(3) 雇用保険法に関する事項

- ア 雇用保険法に基づく申請・届出書等控
- イ 労働者災害補償保険法に基づく申請・届出書等控

(4) 労働保険徴収法に関する事項

労働保険徴収法に基づく申請・届出書等控

(5) 健康保険法・厚生年金保険に関する事項

- ア 健康保険法に基づく申請・届出書等控
- イ 厚生年金保険法に基づく申請・届出書等控

5 各施設における労働条件審査結果の概要

施設名	指定管理者名
① 向小金福祉会館	〃
<ul style="list-style-type: none"> ・一部の事項を除いて規定や手続き等は適正であった。 ・個々の従業員へのヒアリングを行った結果、労務管理に対する満足度は高く、業務に対する意欲も強く感じられた。 	
② 初石公民館	〃
<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件、書類等に不備または実態との乖離が多々見られたが、改善予定事項を除き、結果報告までにすべて改善された。 ・従事者との個々のヒアリングを行った結果、多く従事者は自分たちが社会貢献をしているという自覚をもっており、またそのことに生きがいをもっていることが伝わっており、労務管理状況も大変良好な状態にあるものと感じられた。 	
③ 森の図書館	〃
<ul style="list-style-type: none"> ・改善指摘点はあったものの法的な諸規程の整備や届出などについて概ね理解が感じられる。 ・労働・社会保険諸法令への取り組みが前向きである。 ・パートや女性スタッフの多い中、働きやすい職場づくりに向けて、セクハラやパワハラに関する講習会を開催するなど、館長の責任を伴ったマネジメントが見受けられた。 ・また、消防署を招いてのAED講習会を毎年開催するなど、施設運営にかかる安全衛生への意識の高さがうかがえた。 	

資料出所：千葉県流山市（流山市のホームページでは、指定管理者名も公表している）

⑪防災・減災体制の一層の強化と予算の拡充

消防庁国民保護・防災部が毎年発表している「地方防災行政の現況」を見ると、都道府県、市区町村における防災体制の状況を都道府県ごとに確認することができます。こうした資料も活用しつつ、防災・減災体制の一層の強化と予算の拡充を図っていくことが重要です。

資料12 米の備蓄量（2018年）

(kg・千人)

都道府県	米の備蓄量			都道府県 県民数	1人あたり 備蓄量	都道府県	米の備蓄量			都道府県 県民数	1人あたり 備蓄量
	都道府県	市区町村	合計				都道府県	市区町村	合計		
北海道	21	1,198,720	1,198,741	5,286	0.227	滋賀	5,660	30,530	36,190	1,412	0.026
青森	0	17,379	17,379	1,263	0.014	京都	10,406	145,794	156,200	2,591	0.060
岩手	1,230	1,280,306	1,281,536	1,241	1.033	大阪	1,079,260	397,670	1,476,930	8,813	0.168
宮城	4,624	162,334	166,958	2,316	0.072	兵庫	74,115	162,171	236,286	5,484	0.043
秋田	7,914	15,092	23,006	981	0.023	奈良	1,500	56,843	58,343	1,339	0.044
山形	7,220	18,082	25,302	1,090	0.023	和歌山	165,155	55,713	220,868	935	0.236
福島	21,788	33,670	55,458	1,864	0.030	鳥取	774	29,506	30,280	560	0.054
茨城	25,034	100,139	125,173	2,877	0.044	島根	7,500	9,389	16,889	680	0.025
栃木	3,573	57,751	61,324	1,946	0.032	岡山	22,445	47,807	70,252	1,898	0.037
群馬	8,980	115,743	124,723	1,952	0.064	広島	8,133	384,498	392,631	2,817	0.139
埼玉	866,150	544,363	1,410,513	7,330	0.192	山口	39,500	23,297	62,797	1,370	0.046
千葉	3,428	203,291	206,719	6,255	0.033	徳島	1,938	111,751	113,689	736	0.154
東京	568,478	2,269,081	2,837,559	13,822	0.205	香川	5,015	15,998	21,013	962	0.022
神奈川	828,840	309,600	1,138,440	9,177	0.124	愛媛	9,850	49,362	59,212	1,352	0.044
新潟	3,802	27,649	31,451	2,246	0.014	高知	18,640	151,693	170,333	706	0.241
富山	90	37,319	37,409	1,050	0.036	福岡	0	32,216	32,216	5,107	0.006
石川	6,000	214,902	220,902	1,143	0.193	佐賀	679	163,030	163,709	819	0.200
福井	2,100	27,420	29,520	774	0.038	長崎	750	8,488	9,238	1,341	0.007
山梨	0	103,804	103,804	817	0.127	熊本	2,460	100,128	102,588	1,757	0.058
長野	3,300	42,460	45,760	2,063	0.022	大分	0	34,601	34,601	1,144	0.030
岐阜	1,025	388,049	389,074	1,997	0.195	宮崎	2,422	74,059	76,481	1,081	0.071
静岡	9,212	1,751,113	1,760,325	3,659	0.481	鹿児島	24,000	13,369	37,369	1,614	0.023
愛知	29,291	1,113,420	1,142,711	7,537	0.152	沖縄	1,500	59,629	61,129	1,448	0.042
三重	1,474	125,072	126,546	1,791	0.071	全国	3,885,276	12,314,301	16,199,577	126,443	0.128

(注)1. 公的備蓄と流通在庫備蓄を含む。

2. 米の産地であれば家庭での備蓄量が多いものと想定され、自治体による備蓄の少なさが一概に不備を示すものではない。

3. 食料については、米のほか乾パン、インスタント麺類、缶詰、飲料水の備蓄状況について掲載されている。

4. 資料出所：消防庁「地方防災行政の現況」、総務省統計局「人口推計」より金属労協政策企画局で作成。

⑫災害対応における生活再建最優先の徹底、および地方自治体と協力した住民支援

政府の示している「事業継続ガイドライン」では、平常時・被災後における企業と地元自治体との連携に関する「地域防災協定」などを推奨しています。

資料13 内閣府「事業継続ガイドライン」抜粋（2013年）

4.3 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要である。⁶⁴重要な顧客や従業員の多くは地域の人々である場合も多く、また、復旧には、資材や機械の搬入や工事の騒音・振動など、周辺地域の理解・協力を得なければ実施できない事柄も多いためである。

したがって、まず、**地元地域社会を大切に**する意識を持ち、**地域との共生に配慮**することが重要である。地域社会に迷惑をかけないため、平常時から、火災・延焼の防止、薬液噴出・漏洩防止などの安全対策を実施し、災害発生時には、これらの問題の発生有無、建造物が敷地外に倒壊する危険性の有無などを確認することが必要である。危険がその周辺に及ぶ可能性のある場合、住民に対して、危険周知や避難要請、行政当局への連絡など、連携した対応をとるべきである。さらに、各企業・組織が自己の利益のみを優先し、交通渋滞の発生、物資の買占めなど、地域の復旧を妨げる事態につながることは避けるべきである。

また、企業・組織は、地域を構成する一員として、**地域への積極的な貢献**が望まれる。**地元の地方公共団体との協定⁶⁵**をはじめ、平常時から**地域の様々な主体との密な連携**が推奨される。⁶⁶さらに、被災後において、企業・組織が応急対応要員以外の従業員に当面の自宅待機を要請すると、**自宅周辺の人命救助、災害時要援護者の支援などに貢献**する機会を作ることにもなり、都市中心部の場合には、混雑要因の緩和にもつながる。⁶⁷社会貢献としても、従業員個人の自主的なボランティア活動を促進させる上で、企業・組織におけるボランティア休暇制度の普及が期待される。⁶⁸

なお、地元地域の側においては、企業・組織が地域貢献を行うことと、当該企業・組織が事業継続のために代替拠点へ移転することは切り離し、その経営判断に理解を進めることも望まれる。地元拠点のある企業・

組織が、BCP発動により別拠点でも生き残ってこそ、地域に戻ることも可能となり、また、それが地域の復興にもつながると考えられる。

<脚注>

- 64 現地復旧の場合に限らず、代替拠点に移動する場合においても、将来戻る可能性を考慮し、経営判断によって地域との関係を維持向上する戦略を考えるべきである。
- 65 協定の内容は、水・食料の提供、避難所の提供、復旧作業への協力、機器の修理、物資の運送、技術者の派遣など、多様なものが想定される。
- 66 自治会やNPOに対して、集会場所・展示物を提供したり、講師の派遣やセミナーを共催すること等も考えられる。
- 67 特に大都市圏では、従業員に無理な出社指示を出すと、救援活動の交通への支障、水や食糧の不足、トイレやゴミの対応の困難などが予想される。
- 68 企業の社会貢献の例として、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

資料出所：内閣府

資料14 企業による自治体及び住民団体との「地域防災協定」の実例

特徴

1. 防災における企業の地域貢献について、具体的な支援内容を盛り込んだ協定文書の形態で定めている。
2. 協定は、企業と周辺町会に自治体加わった三者協定である特徴を持ち、災害発生直後からの緊急支援をベースに継続的に見直しが見られ、内容の充実が促進されることが期待される。また、地域における防災に対する共同共助意識の向上に寄与する。
3. 支援内容は、三者による協議を通じて、企業の事業実態(身の丈)に即した、効果があり実現性の高いものとなり、防災訓練の協同実施、防災備蓄倉庫設置場所の提供等平素からの協力についても含んでいる。

概要

A社は、2000年7月に、B事業所を対象に、B市及び周辺5町会と「地域防災協定」（正式名称は、「災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定書」、以下同じ）を締結した。

協定に基づき、事業所が協力する範囲は、災害時においては、避難場所、重機等の資機材、ヘリコプター緊急離着陸場所の提供等、平素においては、防災訓練の協力又は協同、防災備蓄倉庫設置場所の提供等となっている。

目的

1. 大地震のような広域災害発生直後から、自治体等による直接的な緊急支援が開始されるまでの一定期間（通常3日間）、地域内に所在する企業が地域への応急支援を担おうとするものである。
2. 協定書第1条において、「地域防災協定」を締結する目的を以下のように定めている。
 - ・災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、及びB市地域防災計画地震対策編における「災害時において、企業は地域に貢献する。」ことを基本理念とし、B市及び周辺5町会が行う災害時応急活動及び平素からの防災まちづくりに対するA社の協力に関し、必要な事項を定める。
3. 災害対策基本法第7条第2項では、住民の責務を以下のように定めている。「地域防災協定」は、企業においても、地域コミュニティを形成する住民と同様の責務を果たすことを目的とするものである。
 - ・地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

経緯及び活動状況

1. A社は、1965年のB事業所の開設以来、周辺5町会の住民（約4,000世帯）と、納涼祭開催や市民祭協賛などを通じた積極的な地域交流を行っている。
2. その後、再三にわたる豪雨、台風による増水・浸水被害の発生を受け、地域の防災・環境整備に関する地域ぐるみの取組みに対しても、事業所として積極的に協力しており、町会との話し合いを発端として2000年7月に「地域防災協定」を締結するに至った。
3. 協定は、A社B事業所、周辺5町会及びB市の三者により、締結された。また、協定には、災害時の応急活動及び平素における防災まちづくりに関する事業所の協力の内容を定めたものであるが、協定に基づく事業所の協力に要する費用は、基本的に無償とするが特別な場合は協議により市が負担することがあること、

協定による支援は災害の発生後3日間を原則とすること（その後の対応は三者の協議による）なども定められている。

4. 協定における具体的な事業所の協力の内容は、以下のとおり。

(ア) 災害時

- ・グラウンド（約1万㎡）の開放（町会は、一時避難場所及び救難活動拠点として、行政は、ヘリコプターの離着陸拠点及び救援活動拠点として活用）
- ・運搬用フォークリフトなど、重機等の資機材の提供（避難、支援活動のための通路（道路）の確保、救命支援、崩壊家屋の瓦礫撤去などに活用）
- ・その他施設（グラウンド内トイレや水道等の施設・設備等の活用）

(イ) 平素

- ・防災訓練の協力または協同実施
- ・防災備蓄倉庫の設置（設置場所の提供及び鍵の管理）

5. 今後も、協定内容のさらなる充実を目指し、消防署などとも連携した合同防災訓練や初期対応のシミュレーション訓練の実施に加え、太陽光発電装置の電力供給、事業所隣接社宅の一時提供、輸送車両の提供、炊き出し用としての屋外バーベキューコーナーの活用など、災害時における協力範囲の拡大についても検討することとしている。

資料出所：内閣府

2. 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

①カイゼンインストラクター養成スクールの開設

②カイゼンインストラクター養成スクールの現場実習受け入れ企業の紹介

中小企業庁の委託による「平成28年度発注方式等取引条件改善調査事業報告書」によれば、製造業の下請事業者のうち、生産効率改善を行っていない事業者は17.1%に止まっていますが、生産効率改善の中身を見ると、作業員の作業動線の見直しを行っているのが23.9%、仕掛品在庫削減を行っているのが23.0%、ラインや部品配置の見直しを行っているのが19.2%に止まっており、カイゼン活動に取り組んでいるところは実際には2割程度と見る事ができます。製造業の中でも、中小企業、とりわけ3次下請以降の企業では、カイゼン、ムダとり、3S（4S、5Sとも）といったカイゼン活動が徹底されておらず、生産性向上、付加価値拡大の余地が大きくなっています。

また、生産効率改善を行っているという回答した企業の中で、外部専門家による「指導は受けていない」という回答は78.6%に達していますが、コンサルタントを活用しようと思えば、当然費用がかかり、コンサルタント費用を捻出できない場合も多いものと思われます。こうした状況に対し、ものづくり企業のOBなどをカイゼン活動の指導者（カイゼンインストラクター）として養成し、中小企業に派遣するための「カイゼンインストラクター養成スクール」が全国16カ所（2019年度）に設置されています。「スクール」に対して行われていた経済産業省の補助金は2019年度をもって終了しましたが、各地の中小企業の実産性の向上、付加価値の拡大に大きな成果をあげていることから、その活動の継続、および全国での設置に向けて、地方自治体が支援を行っていくことが重要となっています。

これまで地方自治体では、工業団地の造成や企業立地補助金などの企業支援策・企業誘致策に取り組んできましたが、ものづくり企業の従業員、OBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の取り組みによって、地元ものづくり企業全体の「カイゼン力」を高めることは、生産拠点としての地域の魅力を高めることにつながります。「カイゼンインストラクター養成スクール」の実施組織は、ほとんどが都道府県の産業支援機構、中小企業振興公社といった組織であるため、こうした組織に積極的に働きかけていくことが重要です。

なお、スクールに関する詳細な情報は、「ものづくり改善ネットワーク」の「地域ものづくりスクール連絡会」のホームページで見ることができます。

資料15 下請事業者における生産効率改善の取り組み（製造業）

①取り組み (％)

資本金	整理 整頓 清掃	機械に よる 自動化	作業ルー ルの策 定・改訂	歩留ま り改善	作業員の 作業動線 の見直し	仕掛品 在庫 削減	ラインや 部品配置 の見直し	日次・週 次での課 題の収集	行って いない	その他
計	52.0	37.7	34.8	29.9	23.9	23.0	19.2	16.9	17.1	2.3
1億円超～3億円以下	77.1	54.3	65.7	65.7	45.7	45.7	54.3	20.0	5.7	2.9
5千万円超～1億円以下	69.5	52.1	58.7	49.8	32.4	32.9	31.5	28.6	5.6	0.5
1千万円超～5千万円以下	60.1	46.0	41.7	36.9	23.0	27.2	22.5	22.2	10.1	1.6
1千万円以下	46.1	32.2	28.5	23.9	22.8	19.6	15.8	13.2	21.6	2.8

②外部専門家による指導 (％)

資本金	大手 企業の OB	中小 企業の OB	技術士	商工会 議所・商 工会の 指導員	その他公 的支援 機関の 指導員	指導は 受けて いない	その他
計	7.5	1.9	2.0	2.5	4.8	78.6	6.7
1億円超～3億円以下	15.6	6.3	0.0	0.0	6.3	65.6	21.9
5千万円超～1億円以下	13.7	1.0	3.0	0.5	5.1	69.0	11.2
1千万円超～5千万円以下	9.4	2.0	2.2	2.8	6.4	74.8	8.3
1千万円以下	5.5	1.9	1.8	2.8	4.0	82.2	4.9

資料出所：日本リサーチセンター「平成28年度発注方式等取引条件改善調査事業報告書」（中小企業庁委託調査）

資料16 各地のカイゼンインストラクター養成スクール

開催場所	名 称	実施組織
山形県米沢市	山形大学シニアインストラクター養成スクール	山形大学国際事業化研究センター
茨城県水戸市	いばらき生産性向上人材育成スクール	茨城県中小企業振興公社
群馬県前橋市他	群馬ものづくり改善インストラクタースクール	群馬県産業支援機構
東京都	東京都生産性革新スクール	東京都中小企業振興公社
東京都杉並区	JPCAものづくりアカデミー	日本電子回路工業会
新潟県長岡市	長岡ものづくり現場改善インストラクター養成スクール	NPO法人長岡産業活性化協会NAZE
富山県富山市	富山市ものづくり改善インストラクター養成スクール	富山県中小企業団体中央会
福井県福井市	福井ものづくり改善インストラクタースクール	ふくい産業支援センター
長野県諏訪市	信州ものづくり革新スクール	NPO法人諏訪圏ものづくり推進機構
静岡県静岡市	静岡ものづくり革新インストラクタースクール	静岡県産業振興財団
愛知県幸田町	ものづくり改善インストラクター育成スクール	幸田ものづくり研究センター
三重県四日市市	三重ものづくり改善インストラクター養成スクール	三重県産業支援センター
滋賀県草津市	滋賀ものづくり経営改善インストラクター養成スクール	滋賀県産業支援プラザ
和歌山県 和歌山市	和歌山ものづくり経営改善スクール	わかやま産業振興財団
広島県広島市・ 福山市	イノベーションインストラクター育成塾	ひろしま産業振興機構
宮崎県延岡市	改善インストラクタースクール延岡	宮崎県工業会

(注)1. 開催場所は直近に開催された会場。

2. 資料出所：各組織ホームページより金属労協政策企画局で作成。

生産性向上は人材育成から!!

群馬ものづくり改善 インストラクタースクール —受講生募集のご案内—

開催期間

令和元年

8月28日(水)～12月13日(金)

開催場所

講義：公社総合ビル他

現場実習：県内中小企業の製造現場

募集対象

①県内に事業所を有する中小製造業の経営者、後継者
現場リーダー等の方

②県内在住の大手、中堅製造業で工場などの現場
経験豊富なOBの方

※スクール修了後、インストラクターとして県内企業への派遣支援活動が
可能であること。

募集定員

12名

募集締切

7月31日(水) 締切

受講料

①現役社員：25万円/名
(消費税込)

②企業OB：10万円/名
(消費税込)



スクールの目的

設計から製造、物流まで、**ものづくりの流れ全体**を見て生産現場の改善に取り組むことが出来る人材を育成します。

当スクールの魅力

- 受講生と多彩な経歴をもつ講師陣のネットワークができる
- 3ヶ月のカリキュラムにより短期集中で学べる
- 実際の製造現場で実践的に改善実習を行える

カリキュラムの特徴

東京大学ものづくり経営研究センターと共同開発したカリキュラムを基に、豊富な演習・現場実習などを組み合わせた**現場密着・実践型プログラム**で、生産性向上・現場改善に必要な知識を体系的に身につけることができます。

講義・現場実習について

①講義

ものづくりの基礎概念やQCDFといった概論とIE・VA/VE・QC7つ道具といった改善手法について演習を交えながら実践的に学びます。

②現場実習

4人のチームに分かれ、講義で学んだ知識を活かして、実際に製造現場で改善提案を行います。

講義・演習



実習



講師・教材について

講師は、群馬ものづくり改善インストラクタースクールの修了生(大手製造業OB)が主な講義を担当します。また、東京大学ものづくりインストラクターや外部講師による講義もごございます。教材には、**東京大学ものづくりインストラクター養成スクール**のテキストをベースとする群馬オリジナルテキストを使用します。

カリキュラム一覧

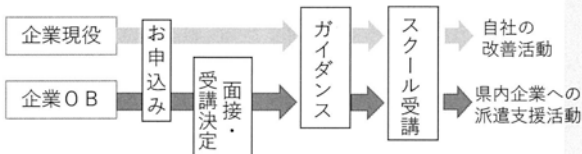
日程を見直し、受講していた
だきやすくなりました!

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
8月28日 水	開講式	ものづくりの基礎概念			競争力と企業イメージ	品質管理				
8月4日 水	QC7つ道具			統計・工程・品質管理		スキルの磨き				
8月11日 水	IE			IE		標準作業と標準時間設定				
8月17日 水	IE			からい調査		VA/VEの進め方	不良削減が成功の鍵			
8月25日 水	目標転換の作業改善			QC7つ道具・QC7つ道具(演習)		QC7つ道具・QC7つ道具(演習)				
10月29日 水	目で見る管理 SS	多品種少量の生産計画・統制		多品種少量の生産計画・統制		IoT導入プロセス		設備投資		
10月16日 水	問題解決リーダーシップマインド(巻目)			問題解決リーダーシップマインド(巻目)						
10月25日 金	社外研修	設備の見方		設備改善の進め方		改善事例紹介				
10月30日 水	インストラクターの基本			インストラクターの基本		インストラクターの基本				
11月4日 水	設備改善の進め方・モノ情報の流れ			設備改善の進め方・モノ情報の流れ		設備改善の進め方・モノ情報の流れ				
11月13日 水	実習発表(アンパ)現地集合			実習発表(アンパ)		チームでのカンパレンサーで、目標設定				
11月21日 水	改善指導実習			改善指導実習		改善指導実習				
11月22日 木	チームでのカンパレン			チームでのカンパレン		チームでのカンパレン				
11月28日 水	改善指導実習			改善指導実習		改善指導実習				
11月29日 木	チームでのカンパレン			チームでのカンパレン		チームでのカンパレン				
12月5日 水	改善指導実習			改善指導実習		改善指導実習				
12月6日 木	チームでのカンパレン/発表資料作成			チームでのカンパレン/発表資料作成		チームでのカンパレン/発表資料作成				
12月12日 水	発表発表(チーム活動)/発表資料作成			発表発表(チーム活動)/発表資料作成		発表発表(チーム活動)/発表資料作成				
12月13日 木	成果発表(チーム活動)			成果発表(チーム活動)		成果発表(チーム活動)		終了式		

修了生による改善実績

- プレス加工業A社
作業分析による外段取り化、作業簡易化などにより段取り時間を**36%短縮**、実稼働時間が**20分アップ**しました。
- アルミ部品製造業B社
段替えを簡易化し、変形不良の発生原因を追究した結果、作業時間が**73%減**、不良全体が**80%削減**されました。

お申込み流れ



お申込みにあたって

- 演習ではデシマルストップウォッチを各自ご用意ください。
- 現場実習時に、安全靴や作業着上下、帽子等のご用意が必要になる場合があります。
- 出席率が全体の概ね9割に満たない場合、修了証の交付は行いません。



お申込み方法

下記の書類に必要事項をご記入の上、工業支援課宛てに郵送または持参してください (FAX不可)

必要書類

- ① 申込書 ※当機構HPよりダウンロードしてください。
<http://www.g-inf.or.jp/>
- ② 職務経歴書
※市販の用紙などを使用し受講生本人の職務の経歴をご記入ください
- ③ 会社案内
(パンフレット等 ※現役受講生のみ)

◇機構HPのご案内

群馬改善人材

検索

お申込・お問い合わせ先

(公財) 群馬県産業支援機構 工業支援課 渡邊
〒379-2147 前橋市亀里町884-1 TEL: 027-265-5015

資料18 カイゼンインストラクター派遣事業の実例（群馬）

現場改善支援事業のご案内
～ぐんま改善チャレンジ～

利益を生む体質にしたい！
従業員の意識が向上しない…

現場改善の効果がでない…
生産性を向上させたい！

現場管理の人材を育成したい！

中小製造業者の皆様へ
ものづくり現場の「お悩み」おまかせください

現場改善 + 人材育成 = 利益を生む現場

事業概要

・群馬県内中小製造業者に向けて群馬ものづくり改善インストラクターを派遣し、現場改善活動を支援します。

対象	群馬県内に事業所を有し、インストラクターの派遣により改善効果が期待できる中小製造業者。
費用	100,000円(20,000円×1人×5回)

詳しくは裏面まで
お気軽にご相談ください。


公益財団法人群馬県産業支援機構 工業支援課（担当：渡邊）
TEL：027-265-5015
〒379-2147 前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター内

HPからパンフレットや申込書がダウンロードできます。ご利用ください。
<http://www.g-inf.or.jp>

Let's Challenge! 現場改善に今すぐチャレンジ!

「ぐんま改善チャレンジ」は、現場改善を通して人材を育成し、改善を継続させるための支援事業です。やらされ感ではない、改善の成功体験をぜひ実感してください。

「現場改善にどこから取り組んでいいかわからない」「改善活動が定着しない、発展性が無い…」に悩んだお悩みを抱える企業様に、「群馬ものづくり改善インストラクター」を派遣、改善のPDCAサイクルを回して、「自ら改善できる人材」を育成します!



「ぐんま改善チャレンジ」活動モデル

1. 改善チームとリーダーの選定
2. 目標の設定と展開方法の決定
3. 社内のモチベーション向上
4. ヒアリング
5. 改善支援
6. 活動報告

スタート サポート チャレンジ スタート! 更なる改善へ

対象職場、改善テーマの選定
事務局が現場のお悩みを伺いながら、改善が効果的な職場と改善テーマの選定をお手伝い。スタートからヒアリングまでしっかりサポートいたします。

●自社内
1. 改善チームとリーダーの選定
活動の実行チームとリーダーを決め、チームが常にトップのパフォーマンスを受けられる体制を整えます。
2. 目標の設定と展開方法の決定
自社のあるべき姿と改善の狙いを全社で共有します。また、改善対象職場から全社への展開スケジュールを決めます。
3. 社内のモチベーション向上
改善活動を全社員に説明し、改善チームとリーダーを紹介します。

●インストラクターと一緒に
4. ヒアリング
トップとチームリーダー同席で、インストラクターによるヒアリングを実施。改善目標と日程計画を決定します。
5. 改善支援
目標達成に向け、インストラクターの支援のもと改善活動に取り組みます。
6. 活動報告
活動最終日には、チームリーダーが全社に向けて活動のプロセスと成果を報告。自社のあるべき姿を全員で再確認して、更なる改善に続くキックオフとします。

皆様からのお申込お待ちしております!

公益財団法人群馬県産業支援機構

資料出所：（公財）群馬県産業支援機構

③ものづくりマイスターの活用拡大

④ものづくりマイスターの活用などに際しての労働組合などの参画

「ものづくりマイスター」の活動実績を見ると、2018年度で受講者のべ人数が216,023人、うち工業高校や中小企業に対する実技指導が138,448人となっており、徐々に拡大してきています。しかしながら、都道府県別に工業高校などに対する実技指導の受講者のべ人数を見ると、和歌山県が3,390人となっているのに対し、岩手県では305人に止まるなど、違いが大きい状況にあり、他の地方自治体に比べて実績が少ないと判断される場合には、委託を受けている地域の職業能力開発協会に対して活動の拡大を促していく必要があります。

資料19 ものづくりマイスターの活動実績

項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度見込み
活動数（受講者のべ人数）	174,524	197,809	209,906	216,023	182,457
経費（億円）	8.0	9.5	11.0	12.5	12.3
うち実技指導（受講者のべ人数）	110,809	119,321	130,957	138,448	

資料出所：厚生労働省、中央技能振興センター資料より金属労協政策企画局で作成。

資料20 工業高校生などに対するものづくりマイスターの実技指導（2018年度）

都道府県	実技指導数①	全国工業 高等学校 長協会加 盟校数②	1校あたり ①÷② (人)		都道府県	実技指導数①	全国工業 高等学校 長協会加 盟校数②	1校あたり ①÷② (人)		都道府県	実技指導数①	全国工業 高等学校 長協会加 盟校数②	1校あたり ①÷② (人)																																																																																																																																																																																		
			1校あたり ①÷② (人)	1校あたり ①÷② (人)				1校あたり ①÷② (人)	1校あたり ①÷② (人)																																																																																																																																																																																						
北海道	3,409	19	179	長野	2,266	14	162	岡山	1,575	20	79	青森	1,571	11	143	富山	1,427	8	178	広島	2,344	14	167	岩手	305	12	25	石川	3,135	8	392	山口	2,160	18	120	宮城	2,738	14	196	福井	1,510	7	216	徳島	2,666	5	533	秋田	1,478	11	134	静岡	2,045	18	114	香川	677	7	97	山形	1,582	11	144	愛知	2,494	29	86	愛媛	1,928	10	193	福島	1,505	17	89	岐阜	3,121	11	284	高知	573	6	96	茨城	5,537	13	426	三重	4,577	9	509	福岡	3,233	23	141	栃木	1,855	14	133	滋賀	1,302	8	163	佐賀	2,938	8	367	群馬	6,442	12	537	京都	238	7	34	長崎	577	9	64	埼玉	4,546	16	284	大阪	3,408	29	118	熊本	3,561	14	254	千葉	1,917	8	240	兵庫	4,062	20	203	大分	613	12	51	東京	3,840	33	116	奈良	704	4	176	宮崎	2,230	11	203	神奈川	1,697	12	141	和歌山	3,390	6	565	鹿児島	855	19	45	山梨	1,573	6	262	鳥取	577	5	115	沖縄	1,555	9	173	新潟	1,319	10	132	島根	1,216	4	304	全国	104,271	591	176

(注)1. 実技指導数は、「高校以上の学校」に対する実技指導の受講者のべ人数。

2. 資料出所：厚生労働省、全国工業高等学校長協会資料より金属労協政策企画局で作成。

資料21 若年技能者人材育成支援等事業における連携会議への労働組合、工業高校の参加状況（2019年度）

組織	参加状況	都道府県	
		参加	未参加
労働組合	参加	秋田県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、広島県、徳島県、愛媛県、佐賀県、熊本県	
	未参加	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、富山県、石川県、三重県、島根県、山口県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県	
工業高校	参加	青森県、秋田県、石川県、滋賀県、島根県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県	
	未参加	岩手県、宮城県、福島県、神奈川県、富山県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、沖縄県	

(注)1. 金属労協政策企画局で把握したものであり、各都道府県で確認する必要がある。

2. 資料出所：各都道府県職業能力開発協会資料より金属労協政策企画局で作成。

⑤事業引継ぎ支援センターの強化

事業引継ぎ支援センターは、全国47都道府県に設置されており、相談から成約に至るまで、中小企業・小規模事業者の事業引き継ぎをバックアップしています。事業引き継ぎにまつわるあらゆる相談に対し、中小企業診断士や金融機関OBなどが事業引き継ぎや経営に対する経験をもとに無料で対応しており、民間機関を活用してM&Aを実行する際のセカンドオピニオンとしても活用できます。案件に合わせて、

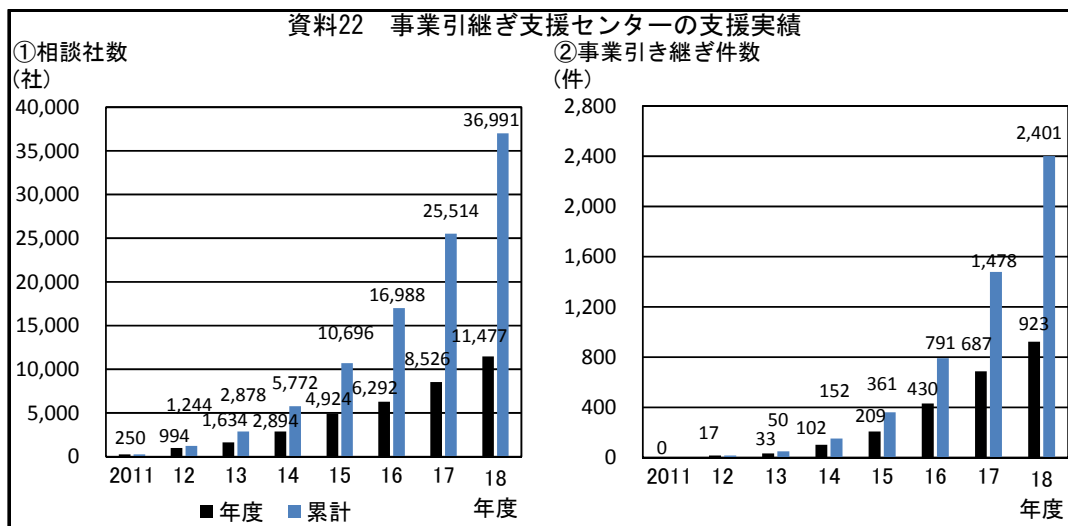
- ・事業引継ぎ支援センターに登録された民間M&A仲介業者、金融機関等を紹介。紹介を受けた登録支援機関が、譲渡企業にマッチした譲受企業を紹介し、マッチング及び譲渡契約成約までを実施。
- ・事業引継ぎ支援センターが、中小企業の依頼に応じて、譲渡の進め方のアドバイスや譲渡先の紹介、譲渡条件などのすり合わせの他、各種書類作成などに必要な専門家を紹介。
- ・事業引継ぎ支援センターと商工会議所などの支援機関が連携し、後継者不在の企業と起業を希望する人材とのマッチングを行い、成約にいたるまで支援。

といったサポートを行っています。民間のM&A支援会社では取り組みにくいケースでも、弁護士、税理士などの専門家と連携して、成約に向けた継続支援を行います。このため、サポー

トをした企業（譲渡側）の99%が従業員100名以下、69%が10名以下であり、承継の形態は67%が第三者承継、25%が従業員承継となっています。

事業引継ぎ支援センターは本来、中小企業の経営者の世代交代に対応し、とりわけ経営者の親族に後継者がいない場合に、親族以外への承継をバックアップする仕組みですが、高度成長期以来の人手不足の中で、人材を採用し、人材を引き留めるために必要な賃金・労働諸条件の確保が不可能な状況にある企業に関しても、事業引継ぎを希望する経営者に対し、サポートを行っていく必要があります。

日本や米国などの保有する高度な製品や技術が、独裁国家やテロリストによる大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造・使用・貯蔵に用いられれば、安全保障上の脅威となります。これを未然に防ぐため、貿易については、わが国では、国際輸出管理レジームを踏まえ、リスト規制とキャッチオール規制という二つの規制を行っていますが、事業引継ぎにおいても、貿易分野における規制を踏まえ、わが国の安全保障上、重要な製品・部品・素材の開発・製造を行っている企業については、譲受先企業の資本関係などにも留意していくことが必要です。



資料出所：中小機構

⑥中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援

技能五輪の国内大会である技能五輪全国大会の参加者数を都道府県ごとに見ると、200人超の愛知県から、参加者2名の和歌山県、鳥取県、高知県まで、地域差が著しい状況にあります。都道府県には当然それぞれの特色がありますが、そうした地域差を超えた取り組みの格差があるように思われます。ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、とりわけ中小企業に働く若者が技能五輪全国大会、技能五輪国際大会に積極的に挑戦できるよう、技能五輪参加者に対してはもちろん、育成の段階から、支援を拡充していく必要があります。

愛知県では、2019年度および2020年度における技能五輪全国大会の地元開催を踏まえ、「技能五輪全国大会・全国アビリンピック選手育成支援事業助成金」を設けていますが、こうした支援が開催地に関わらず全国で、恒久的に実施されることが重要です。

資料23 第57回技能五輪全国大会参加者数（2019年11月・愛知）

都道府県	参加者	都道府県	参加者	都道府県	参加者	都道府県	参加者
全国計	1,239	千葉	12	三重	7	徳島	3
北海道	22	東京	58	滋賀	12	香川	9
青森	6	神奈川	68	京都	15	愛媛	5
岩手	27	新潟	33	大阪	53	高知	2
宮城	14	富山	14	兵庫	27	福岡	21
秋田	8	石川	8	奈良	6	佐賀	6
山形	36	福井	6	和歌山	2	長崎	14
福島	11	山梨	6	鳥取	2	熊本	8
茨城	85	長野	49	島根	12	大分	5
栃木	69	岐阜	22	岡山	10	宮崎	17
群馬	34	静岡	45	広島	38	鹿児島	11
埼玉	51	愛知	206	山口	27	沖縄	37

資料出所：中央職業能力開発協会

資料24 愛知県「平成31年度技能五輪全国大会・全国アビリンピック選手育成支援事業助成金」

交付要綱(抜粋)

(助成対象)

助成対象は、愛知県内に事業所等を有する中小企業者、学校等、競技職種等関係団体又は社会福祉法人等（以下「助成事業者」という。）がその雇用する労働者又は生徒等を、平成31（2019）年度から平成32（2020）年度に開催される技能五輪全国大会及び全国アビリンピックに、愛知県の選手として出場させるために実施する技能向上訓練とする。

(助成対象経費及び助成金額)

助成対象経費は、次の各号に掲げる者を対象とした技能向上訓練であって、かつ、別表1に定める経費に限るものとする。なお、推進協議会長以外の者から別に助成を受けている場合は、一競技ごとに対象経費からその額を減額した額とする。

一 技能五輪全国大会への出場を目指す場合は、大会開催年に23歳以下の者であること。

ただし、「メカトロニクス」職種、「和裁」職種、「情報ネットワーク施工」職種については、目標とする大会開催年に24歳以下の者であること。

二 全国アビリンピックへの出場を目指す場合は、目標とする大会開催年の4月1日現在で15歳以上の者であること。

2 助成金額は、全国大会出場目標年度ごと、かつ一競技ごとに、前項に規定する対象経費から千円未満を切り捨てた額、又は130,000円のいずれか低い額とし、一の申請者において複数の競技職種等の訓練を行う場合には、全国大会出場目標年度ごと、かつ一競技ごとに算出した額の合計額とする。

資料出所：愛知県ホームページ

⑦海外事業展開を図ろうとする地元企業支援

グローバル経済下にあつて、日本企業の海外拠点における労使紛争が頻発している状況にあります。とりわけ憂慮されるのは、すべてのILO加盟国において遵守が求められている4つの中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）、なかでも結社の自由・団体交渉権への抵触に関する労使紛争です。

金属労協が加盟するGUF（国際産業別労働組合組織）インダストリアル・グローバルユニオンなどを通じて、海外の労働組合から金属労協に対し、解決への協力を求められる労使紛争としては、

- ・労働組合の組織化や労働組合活動の妨害、具体的には、業務上の怠慢や能力不足を名目にした、あるいは些細な規律違反を理由とした組合リーダーの解雇や配置転換、労働組合の団体交渉要件を満たすための認証選挙への会社側の介入。
- ・ストを指導した組合役員や、参加した組合員の解雇。

- ・会社側が団体交渉や労使協議に応じない。会社の経営状況などについて、労働組合に情報を提供しない。

などが典型的な事例と言えます。明確な各国国内法違反、人権侵害という事例も増えてきていますが、一方で、ILOの基本8条約に明らかに抵触するものの、国内法違反とは言い切れず、あるいは、合法の体裁を整えている場合も多く、「国内法に違反しなければよい」という意識が、国内法よりも優先すべき国際法違反の行為を放置することにつながっています。

これらの労使紛争は、海外現地法人の日本人出向者や現地の経営者、マネージャーの中核的労働基準への理解・認識の不足や、労使対話の欠如から生じていることから、金属労協では、海外拠点における建設的な労使関係構築に向けて、日本国内およびタイ、インドネシアで労使参加のセミナー、ワークショップを開催しており、「タイ労使ワークショップ」は、在タイ日本国大使館の後援の下に開催しています。地方自治体がタイ、インドネシアに海外事務所を設置している場合には、現地のワークショップに自治体の現地事務所の駐在員に参加を促し、中核的労働基準の重要性を海外現地法人に広めていくことが重要です。

資料25 金属労協の開催している労使ワークショップの例（2019年開催のもの）

**第7回建設的労使関係構築に向けた
タイ労使ワークショップ**

タイで事業を展開する日系企業における建設的労使関係の構築に向け、これまで6回にわたって、在タイ日本国大使館の後援を受け、労使参加のもとでのワークショップを開催してきました。2019年も下記の要領にて開催いたします。みなさまのご参加をお待ちしております。

開催日時： 2019年5月17日（金） 10：00—17：30	会場： AVANIアトリウム ホテル・バンコク
09：00から受付開始いたします。 昼食をご用意しております。 参加無料 日タイ語同時通訳付き	所在地：1880 New Petchburi Road, Bangkok 10310 Thailand 次ページ地図をご参照ください。

後援：在タイ日本国大使館

ワークショップの概要：建設的労使関係構築について

- タイ国労働省講演・報告
- タイ国経営者団体講演・報告
- 建設的労使関係構築の事例報告
- 質疑応答・意見交換（コメンテーター）
 - ・吉原 茂 充 フジツウ・ゼネラル・タイランド常務
 - ・マニット・ポムカーレークン ALCT（タイ自動車労働会議）会長
 - ・浅沼 弘一 JCM事務局長

J M
Japan Metal Industry Federation
> industri

**全日本金属産業労働組合協議会
（金属労協・JCM）**

資料出所：金属労協国際局

なお、海外展開先の国内法がILOの中核的労働基準を満たしていない場合、国連のグローバル・コンパクトでは、

- ・政府が人権（職場での権利を含め）の尊重を認めていないか、労使関係と団体交渉について適切な法的・制度的枠組みを提供していない国においては、労働組合とその指導者の秘密性を保護すること。

社会的責任規格ISO26000では、

- ・国内法で適切な保護手段がとられていない場合は、国際行動規範を尊重する。
- ・国内法が国際行動規範と対立する場合は、国際行動規範を最大限尊重する。
- ・国内法が国際行動規範と対立しており、国際行動規範に従わないことによって重大な結果が予想される場合、その国での活動について確認（review）する。
- ・国内法と国際行動規範の対立を解決するよう、関連当局に影響力を及ぼす。
- ・国際行動規範と整合しない他組織の活動に加担しない。

といった対応を求めており、企業に対する理解促進が必要です。

⑧地域活性化に向けたふるさと納税の活用

（専門高校の産業教育設備への活用）

ふるさと納税の当初の意図は、「地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をする」のを地方に還元するということですから、専門高校の実験実習設備をふるさと納税で整備するというのは、まさに当初の意図どおりということになります。

専門高校は都道府県立なので、実験実習設備などの購入・更新・修繕は、当然、都道府県が行うこととなりますが、十分な予算が確保できていません。地方では、優秀な専門高校ほど卒業生が大都市圏に流出してしまうので、専門高校の予算は無駄とみなされている場合もあるようです。

都道府県に寄せられたふるさと納税は問題ありませんが、市区町村に対するふるさと納税を都道府県立高校に使うという点については、市区町村の役所・役場としては、抵抗があるかもしれません。しかしながら設置者がどこであれ、住民の子弟の通う学校教育の充実は、市区町村にとって重要であるということについて、理解を深めていく必要があります。

なお、総務省のホームページでは、ふるさと納税を専門高校などの教育の充実に活用する事例を紹介しています。

資料26 ふるさと納税の高校などに対する活用事例

自治体	活用事例
北海道夕張市	北海道夕張高等学校魅力化プロジェクト
北海道遠別町	北海道遠別農業高等学校の魅力的な学校づくり
福井県	ふるさと母校応援、福井県きぼう応援奨学金
長野県白馬村	長野県白馬高等学校国際観光科の新設
長崎県五島市	小学校、中学校、小中併設校のICT環境の整備

資料出所：総務省ホームページ

(返礼品)

総務省は2017年4月、「ふるさと納税の返礼品に関する有識者の意見の概要」を発表しましたが、この中には、「返礼品は本来不要であり、首長からふるさと納税を行ってくれた人への感謝の言葉などに止めるべき」という意見がある一方、

- ・地方の特産品事業者等の創意工夫（アントレプレナーシップ）を喚起し、企業力の向上に繋がっている。
- ・地方の特産品事業者は、返礼品の提供を通じて、マーケティング能力を磨くとともに、デザインや商品説明の工夫を行うなど、商品力の向上に努めている。返礼品の提供は功罪あるが、間接的に地方における中小地場産業の育成に繋がっている面も重要。
- ・返礼品は、地域で頑張っている農家、漁師の方一人一人が直接、消費者と向き合う契機となっている。そこから意識改革とやる気生まれ、地場産業の発展に寄与している。また、そうした農家の方々などをとりまとめる地域商社的な取組生まれ、ネットワーク化が進んでいる。
- ・人の循環を促すような返礼品は、地域の魅力を再発見し、移住定住の足掛かりになるため、金銭類似性を排除する考慮の上、自治体のアイデア次第で進めてもよい。
- ・返礼品がなければ、制度がここまで定着し、活用されることは無かったと思われ、また地方の特産品のPRや振興に資している効果も無視すべきではない。一方で、派生したポータルサイトは、ふるさと納税を実質的に通販化しており、またポイント制度は経済的利益化を引き起こしている。ただし、ポータルサイトは、災害時等におけるふるさと納税のインフラとしても機能していることには留意が必要。
- ・返礼品を通じて、ブランド化されていない特産品を知るきっかけとなるとともに、地域や生産者とのつながりを実感できる効果がある。ただし、特産品生産者は、ふるさと納税はきっかけでしかないことをよく認識し、返礼品に頼るのではなく、販路拡大等に取り組む姿勢が重要。

などという意見が紹介されています。ふるさと納税は、返礼品が特産品の試供品としての役割を果たすことにより、当初の意図を超えて、地域活性化に大きな成果をあげています。

ふるさと納税による収入は不安定ですから、社会福祉のような自治体の収入が減っても給付を削減できない支出に用いることはできません。これに対し試供品の場合、自治体が地元業者から購入し、ふるさと納税者に対して配布するということは、地元の業者にとって売り上げが立つだけでなく、ふるさと納税のリピートも期待できますし、さらに業者の新規顧客の開拓につながれば、きわめて費用対効果の高い産業振興策となります。ふるさと納税の3割を返礼品に充当したとしても、自治体の負担はこれを下回るはずで

現在、ふるさと納税を受けた自治体は、ふるさと納税額全額を使えるのに対し、住民がふるさと納税を行った自治体の減収は、ふるさと納税額の7割程度です（その差である3割の大部分は、所得税控除のため国の負担）。住民がふるさと納税を行った自治体では、その7割が減収となるものの、返礼品が3割であれば、3割は住民の懐に戻ってくることになり、住民にとって実質的な減税となります。

(大都市圏の自治体財政への影響)

もともと大都市圏の自治体と地方の自治体との税収格差が背景としてあり、ふるさと納税は直接的にはその是正を謳っていないものの、大都市圏から地方への税収の移転をめざしたものであることは間違いありません。そうしたことからすれば、大都市圏の自治体財政に一定の影響を与えることは否定できません。しかしながら、2019年度課税において、東京都および東京都の区市町村のふるさと納税による減収額は868億円ですが、東京都および東京都の区市町村の一般会計・普通会計の歳出総額は約12.6兆円(2018年度決算)なので、ふるさと納税の影響は、一般会計・普通会計歳出の約0.7%ということになります。

⑨ものづくり教室の開催

ひところ若者の理工系離れが指摘されていましたが、地方自治体や専門家が開催する工作教室、実験教室は活況を呈しており、ものづくりや科学に対する子どもたちの興味が薄れているわけではないことがわかります。ものづくりの魅力を子どもたちに伝えるために、金属労協が2003年に開始した小学生などを対象とする「ものづくり教室」は、いまやほとんどの都道府県の金属の労働組合で毎年開催される場所となっています。一般的に、自治体などが開催するものづくり教室は、木工などが多く、金属を使用したもの、機械の組み立てなどは多くないことから、金属の労働組合の地方組織を中心とした「ものづくり教室」を継続的に展開していくことが重要です。また、小学校は2020年度からプログラミング教育が必修化されており、労働組合が主催する「ものづくり教室」においても、プログラミングなどの要素を取り入れることも考えられます。

資料27 地方連合会金属部門連絡会などが開催したものづくり教室
(2018年9月～2019年8月)

都道府県	開催日	開催地	参加者	作成物
岩手	7月27日	一関市	18組	モーター工作、ペーパークラフトカーの製作
宮城	8月3日	仙台市	9組	モーターカーづくり
秋田	7月27日	横手市	31組	食塩水で動くミニバギーの製作
山形	8月4日	山形市	13組	スペース・ローバーの製作
福島	4月27日	福島市	120組	モーターカー、モーターバイクの製作
群馬	7月27日	前橋市	26組	モーターカーの製作
埼玉	9月29日	行田市	44名	サンドブラストを用いたマイグラスの製作
東京	8月8日	日野市	30名	ソーラーカーの製作
新潟	8月24日	新潟市	13組	クラフトバンド家ライトの製作
富山	8月4日	富山市	46組	ソーラーカー、ライトレースカーの製作
石川	7月28日	白石市	53組	木製レーシングカーの製作
福井	3月21日	福井市	31組	構造体補強模型の製作
	4月28日	越前市	26組	ソーラーカーの製作
山梨	8月3日	甲府市	18組	モーターカーの製作
長野	5月20日	佐久市	19組	プログラミングロボ「ビットさん」の製作
岐阜	8月3日	岐阜市		
静岡	9月21日	静岡市	90組	木製モーターカーの製作
三重	7月27日		45組	プログラミング教室、木工二輪の製作
滋賀	8月5日	彦根市	27名	モーターカーの製作
京都	7月27日	京都市	15組	電動扇風機の製作
大阪	2月23日	門真市	36名	LED行燈の製作
兵庫	8月4日	神戸市	63組	モーターの製作
奈良	7月28日	奈良市	27名	光通信装置の製作
和歌山	8月4日	和歌山市	34組	6足歩行ロボットの製作
鳥取	8月4日	鳥取市	62名	ペットボトルソーラーカーの製作
島根	8月4日	松江市	4組	ソーラーランタンの製作
岡山	4月29日	岡山市	30組	メカホッパーの製作
広島	4月27日	広島市、福山市	191組	木製モーターカー、木製モーター二輪車、電子工作ソーラーバタ、電子ゴマ、ペーパークラフトカーの製作
山口	4月27日	山口市	100名	モーター工作、ペーパークラフトカーの製作
香川	4月28日	坂出市	100名	ソーラーバタの製作
愛媛	5月12日	伊予市	65名	ソーラーミニカーの製作
福岡	8月24日	直方市	31名	木製四輪モーターカー作成
佐賀	4月27日	佐賀市、鳥栖市	60組	木工四輪車
長崎	7月24日	佐世保市	10組	造船工場見学とキット組立
熊本	8月4日	荒尾市	20組	木工モーター工作(車、バイク)
大分	8月20日	大分市	66名	木製モーターカーの製作
宮崎	4月27日	宮崎市	50組	木製四輪模型(モーター付き)の製作
鹿児島	4月27日	鹿児島市	100組	木製モーターバイク、ソーラーバタの製作

資料出所：金属労協

3. 工業高校教育の強化

①産業教育設備予算の拡充

公立専門高校に対する産業教育設備費補助については、三位一体改革により2005年度に一般財源化されたため、都道府県立専門高校の設備整備は都道府県の予算で行うことになっていきます。工業高校の重要性はますます高まってくるものと思われませんが、一方で、その実験実習設備は老朽化が指摘されており、予算の制約により、更新や修繕が困難な状況にあります。工業高校の見学、教職員との情報交換・意見交換、都道府県の産業教育設備予算の確認などを行った上で、必要な予算の拡充を要請していくことが重要です。

奈良県では、工作機械メーカーと「連携と協力に関する包括協定」を締結しており、県内工業高校に対し、同時5軸加工機などの最先端マシニングセンターの無償貸与および各種機材の提供、最先端機器担当指導職員への指導、実習・課題研究、技能検定講習などへの講師派遣を受けており、三重県でも同様の協定が締結されています。

資料28 都道府県における産業教育設備関係の予算・決算の状況

(万円)

都道府県	事業名	金額	時点
青森	産業教育設備整備費	30,432	2019予算
山形	県立高等学校座振設備整備費	4,030	2019予算
栃木	産業教育設備の整備	4,294	2019予算
群馬	次代を担う職業人材育成のための教育設備充実	27,000	2019予算
埼玉	高等学校産業教育設備整備事業	10,628	2019予算
神奈川	職業教育設備整備事業費	1,210	2019予算
新潟	専門教育推進費	1,438	2019予算
静岡	産業教育設備費	7,250	2018予算
愛知	産業教育設備整備費	29,805	2019予算
岐阜	産業教育振興設備整備費	19,000	2019予算
滋賀	産業教育設備整備費	2,558	2020要求
	産業教育用コンピュータ整備事業	8,255	
大阪	産業教育設備整備費	560	2019予算
	実業教育施設整備費	736	
鳥取	教育実習設備整備費	3,117	2019予算
島根	産業教育設備整備事業	17,150	2018計画
徳島	産業教育設備整備事業費	10,497	2019予算
愛媛	産業教育設備充実費	2,839	2018決算
	産業教育ICT機器整備事業費	5,658	
高知	産業教育等設備整備費	4,805	2019予算
長崎	産業教育設備整備事業	9,605	2019予算
熊本	高等学校産業教育設備整備費	4,480	2020予算
	高等学校産業教育電算機組織整備事業	9,799	

(注)1. ICT関係の取り扱いをはじめ、事業の中身が都道府県ごとに異なる可能性があり、単純な比較はできない。

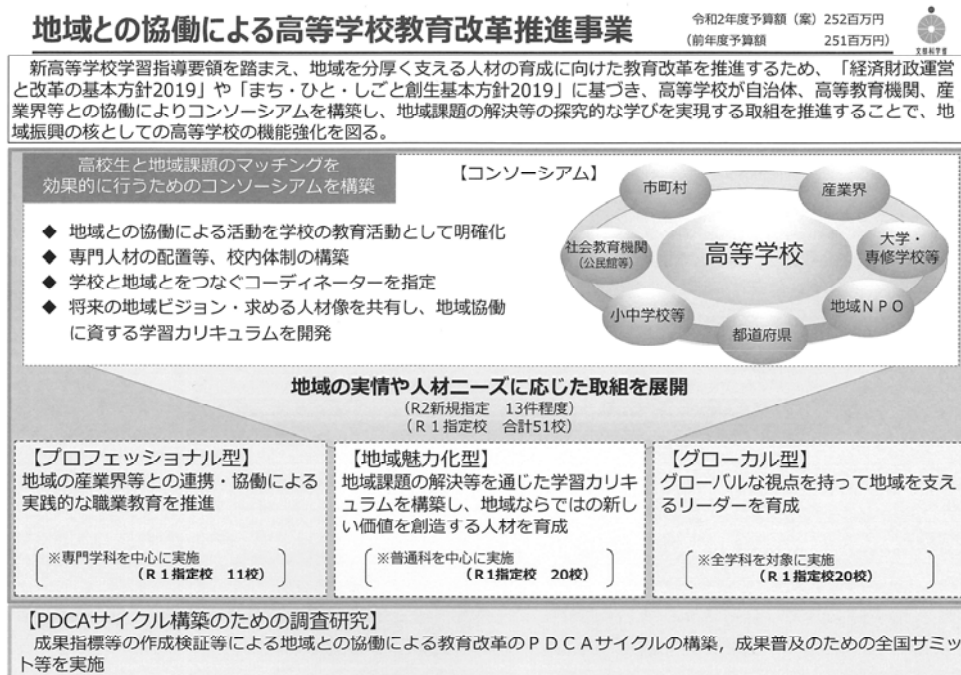
2. 予算は原則として当初であるが、補正後のデータも一部含まれる。

3. 資料出所：各都道府県ホームページより金属労協政策企画局で作成。

②「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定獲得

2019年度より「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」が始まりました。予算は設備品の購入にも使えることになっており、2019年度は51校が指定され、そのうち工業高校は3校が指定されています。専門高校については、「地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進」することにしており、その積極的な活用を促していくことが重要です。

資料29 「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の概要



資料出所：文部科学省「2020年度予算(案)のポイント」

③工業高校の魅力の発信

2020年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(2019年12月末時点)を見ると、人手不足を反映し、総じて好調となっていますが、なかでも工業科の就職内定率は97.2%に達しており、学科別での平均(92.0%)をはるかに凌駕し、第1位となっています。

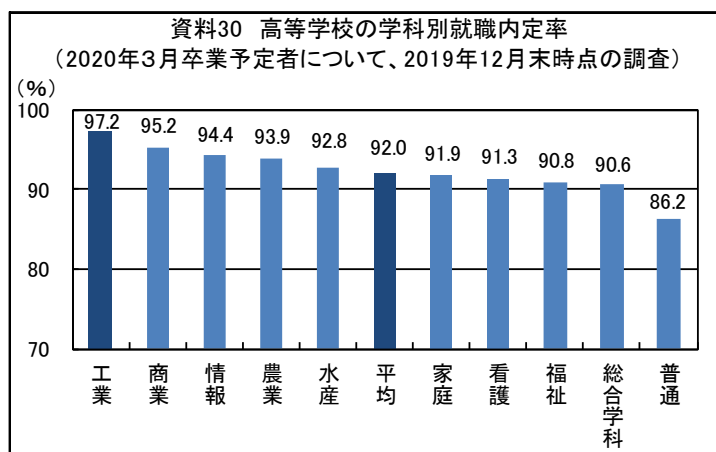
また、高校卒業就職者の3年離職率を就職先の産業ごとに見ると、2016年3月卒の場合、産業計では39.2%、非製造業では46.1%に達していますが、製造業では28.8%、金属産業では24.1%と大幅に低くなっており、大学卒の産業計(32.0%)よりも低い状況にあります。

これらは、

- ・工業高校に対する労働力需要の高さ。
- ・相対的に見れば、他の産業に比べ、金属産業が良質な雇用を提供していること。

を示しているものと思われますが、ものづくり産業の国内投資が見直される中で、人材が確保できないために国内投資が抑制されるという事態が生じれば、わが国の成長にとって著しい機会損失となってしまいますし、働く者にとっても、良質な雇用の場の機会損失となります。

中学生に対して工業高校の魅力をより積極的に情報発信するとともに、ものづくり立国日本にとって、工業高校は「国の宝・地域の宝」であることが、より広く認識されるようにしていく必要があります。



資料出所：文部科学省

資料31 高校卒業就職者の産業別3年離職率
(2016年3月卒)

産業	就職者数 (人)	3年目までの 離職者数(人)	離職率 (%)
産業計	178,579	69,972	39.2
製造業	71,216	20,513	28.8
金属産業計	40,838	9,852	24.1
鉄鋼業	3,957	952	24.1
非鉄金属製造業	1,152	291	25.3
金属製品製造業	5,289	1,814	34.3
機械関係	30,440	6,795	22.3
非製造業	107,363	49,459	46.1
大学卒(産業計)	448,309	143,360	32.0

資料出所：厚生労働省

④「ジュニアマイスター顕彰制度」などの活用拡大

工業高校生に対するジュニアマイスター顕彰制度の認定状況を都道府県別に1校あたりで見ると、2019年度では、最高の長崎(90.9件)から奈良(4.8件)まで、大きな差が生じているところとなっています。

資料32 工業高校生に対するジュニアマイスター顕彰制度の認定状況
(2019年度実績)

都道府県	加盟校数	認定数				1校あたり認定数		1校あたり ゴールド
		ゴールド	シルバー	ブロンズ	合計	2019年度	(2018年度)	
北海道	19	155	234	270	659	34.7	34.8	8.2
青森	11	177	215	76	468	42.5	43.5	16.1
岩手	12	159	149	191	499	41.6	36.3	13.3
宮城	14	48	96	120	264	18.9	20.2	3.4
秋田	11	78	100	64	242	22.0	25.8	7.1
山形	11	84	142	97	323	29.4	31.3	7.6
福島	17	99	283	260	642	37.8	31.8	5.8
茨城	13	49	109	121	279	21.5	22.7	3.8
栃木	14	79	178	110	367	26.2	29.4	5.6
群馬	12	39	100	79	218	18.2	20.3	3.3
埼玉	16	39	119	198	356	22.3	17.9	2.4
千葉	8	41	32	17	90	11.3	9.6	5.1
東京	33	54	146	68	268	8.1	7.2	1.6
神奈川	12	27	25	19	71	5.9	7.4	2.3
山梨	6	67	56	12	135	22.5	19.8	11.2
新潟	10	52	77	67	196	19.6	23.2	5.2
長野	14	51	75	76	202	14.4	9.5	3.6
富山	8	83	93	68	244	30.5	35.1	10.4
石川	8	151	145	88	384	48.0	67.6	18.9
福井	6	75	88	38	201	33.5	32.0	12.5
静岡	18	48	61	51	160	8.9	9.0	2.7
愛知	29	201	368	436	1,005	34.7	40.4	6.9
岐阜	11	88	101	59	248	22.5	23.2	8.0
三重	9	77	93	0	170	18.9	24.9	8.6
滋賀	8	10	20	14	44	5.5	4.6	1.3
京都	7	57	87	127	271	38.7	30.3	8.1
大阪	29	58	101	117	276	9.5	9.1	2.0
兵庫	20	96	211	236	543	27.2	24.1	4.8
奈良	4	3	11	5	19	4.8	7.5	0.8
和歌山	6	16	18	15	49	8.2	7.2	2.7
鳥取	5	8	30	60	98	19.6	12.6	1.6
島根	4	38	47	45	130	32.5	25.8	9.5
岡山	20	126	212	222	560	28.0	26.8	6.3
広島	14	96	150	159	405	28.9	31.5	6.9
山口	18	137	222	114	473	26.3	22.0	7.6
徳島	4	34	82	76	192	48.0	32.2	8.5
香川	7	34	60	51	145	20.7	17.7	4.9
愛媛	10	107	113	40	260	26.0	25.8	10.7
高知	6	67	47	18	132	22.0	21.7	11.2
福岡	23	227	419	395	1,041	45.3	43.2	9.9
佐賀	8	48	121	126	295	36.9	39.0	6.0
長崎	9	217	410	191	818	90.9	105.6	24.1
熊本	14	239	418	241	898	64.1	71.4	17.1
大分	11	87	127	72	286	26.0	29.3	7.9
宮崎	11	87	132	13	232	21.1	22.1	7.9
鹿児島	19	201	287	206	694	36.5	33.1	10.6
沖縄	9	40	53	16	109	12.1	17.1	4.4
全 国	588	4,054	6,463	5,144	15,661	26.6	26.9	6.9

(注)1. ジュニアマイスター顕彰制度は、全国工業高等学校長協会が実施するもので、工業高校生が取得した資格や合格した検定試験、コンクールなどの成績を得点に換算して顕彰する制度。

2. 加盟校数は、同協会加盟校数。

3. 資料出所：全国工業高等学校長協会資料より金属労協政策企画局で作成。

⑤専攻科の拡充

高等学校には、卒業生もしくはそれと同等以上の学力を有する者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として、専攻科が設けられている場合があります。修業年限は1年以上ですが、実際には2年のものが多いと言われています。一定の要件を満たした専攻科の卒業生は、大学に編入することができ、また科目履修により大学で単位を取得した場合には、学士の学位を取得することができます。2019年度の「学校基本調査」によると、普通科以外の高校2,281に対し、専攻科のある学校は134に止まっており、国家試験受験資格の関係で、看護科、水産科が多い状況にあります。第4次産業革命の進展の下、工学系の技術・技能者についても、ICT系のリテラシーが不可欠となっていることから、工業高校についても積極的に専攻科を設置し、リカレント教育にも活用していくことが有効と考えられます。

資料33 三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）抜粋

平成28年 3月 三重県立高等学校専攻科設置検討委員会

1 はじめに

本県は、県内総生産が名目で約7兆7千億円、そのうち約35%が製造業である（平成25年度）など、ものづくりの盛んな地域です。特に北勢地域には、半導体・自動車・電機・機械・食品など様々な企業が集積しており、付加価値の高い部材・素材を提供する企業群とそれを使って先進的な製品を生産する企業群がリンクした高度な産業構造が形成され、本県の産業全体を牽引している状況です。

しかし、一方では、技術革新、情報化の進展等により、産業社会における技術の高度化・複合化、経済活動のグローバル化が急速に進展する中で、先進的な製品を生産するための幅広い技術・技能を有し、中堅技術者としての指導力を備え、生産現場において牽引役となる優秀なエンジニアの不足が課題となっています。

このような中、平成26年11月、四日市市長と三重県知事との対談の中で、同市長から工業専攻科の設置が提案されました。

そこで、三重県教育委員会が、工業専攻科の設置について平成26年12月に北勢地域の工業高校に通学する2年生とその保護者を対象にアンケート調査を行ったところ、生徒の約30%、保護者の約26%にニーズのあることがわかりました。

また、平成27年6月には、学校教育法の一部が改正され、これまで認められていなかった高等学校専攻科修了者の大学への編入学が、平成28年度から認められることになりました。

これらの状況を踏まえて、一層高度なものづくり教育を行う専攻科の設置について検討を行うため、平成27年9月に企業関係者や有識者等で組織する三重県立高等学校専攻科設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置されました。

検討委員会では、専攻科の設置について高校生の進路選択の幅の拡大、自己実現に向けた環境整備に加え、本県の成長産業の振興や地域活性化の観点からも協議を行い、専攻科の設置に向けて「三重県立高等学校専攻科設置について（協議のまとめ）」を提言として取りまとめました。

3 提言

(1) 専攻科設置の必要性について

- 平成27年度の県内の高等学校工業学科の募集定員は1,720人、高等専門学校の工業に関する学科の募集定員は440人となっています。県内の短期大学には工業に関する学科は設置されておらず、大学については三重大学にのみ工学部が設置されており、募集定員は400人とどまっています。
- 工業学科で学ぶ高校生の全県立高校生に対する比率は12%台で推移しており、そのうち全日制課程の生徒の約7割が機械系学科と電気系学科で基礎的な技術・技能の習得に取り組んでいます。卒業後の進路選択については、約8割が卒業後すぐに就職しており、そのうち約7割は製造業に就いています。
- 進学者のうち、三重大学工学部への進学者は例年ごく少数で、工学部への進学希望者の多くは県外の大学等へ進学しています。
- 県教育委員会が北勢地域の工業高校に通学する2年生とその保護者を対象に工業専攻科の設置についてアンケート調査を実施したところ、現行制度のままでも進学したいと回答した生徒が約7%、就職時の待遇が短期大学と同等であれば専攻科で学びたいと回答した生徒が約23%であったことや、三重県に工業専攻科があれば子どもを進学させたいと回答した保護者が約26%であったことなどを踏まえると、工業高校の生徒の進路選択の幅を拡大するとともに、県内で自己実現を図ることのできる教育環境を整える必要があると考えます。
- 専攻科の設置は、技術革新、情報化の進展等による産業社会における技術の高度化・複合化、経済活動のグローバル化が進展する中で、本県における先進的な製品を生産するための幅広い技術・技能を有する中堅技術者の養成・確保につながります。

以上の理由から、県内に工業専攻科を早急に設置する必要があると考えます。

⑥工業高校、工業高等専門学校卒業者の地元ものづくり産業での再就職支援

工業高校や工業高等専門学校の卒業生は、全国の有効企業に就職する機会が多く、なかには、地元企業への就職率が低いため、都道府県の予算を使うのは無駄と考えている首長も存在するようです。住民の子どもが全国で活躍することはきわめて有意義なことであり、予算が無駄でないことはもちろんですが、短期間のうちに離職した場合や、家庭の事情などにより、地元へ転職する必要がある場合などには、母校が地元での再就職を支援するシステムの構築が有効と思われる。

一方、学校における働き方改革が進む中、現役の教職員だけでは対応が難しい場合もあり、そうした場合、退職教員を活用していくことも考えられます。

⑦実習助手の待遇改善

工業高校では、機械科、電気科などの専門学科ごとに、教諭5人に対し実習助手2人が配置され、「機械実習」「電気実習」「製図」など、実習を伴う授業の指導を行っています。準備や後片付けだけでなく、指導計画の作成や成績評価も行うなど、実質的に技術・技能教育の最前線で生徒の指導にあたっており、多くの実習助手は校務分掌を分担し、部活動の指導を行っているにもかかわらず、待遇が恵まれていなかったり、出張ができないなど活動が制限される状況となっています。実習助手の半数は教員免許を取得しており、取得していない場合でも、認定講習によって教員免許を取得することができます。また、学校管理規則等で「実習教諭」「実習教員」などの職名や呼称が明記されている自治体があります。工業高校の教育の根幹は言うまでもなく実習であり、「実習助手」については、職務を適正に反映する名称・待遇・活動を確立する必要があります。

資料34 「実習助手」に関する職名の例（「助手」以外のもの）

都道府県	学校管理規則に明記されている職名	都道府県	学校管理規則に明記されている職名
岩手	実習教諭	三重	教諭兼実習助手
宮城	実習教諭、実習講師	滋賀	実習教諭
山形	主任実習教諭、実習教諭、実習講師	鳥取	実習教諭
福島	実習教諭、主任実習講師、実習講師	島根	実習教諭
茨城	実習教諭、実習講師	岡山	実習教諭
埼玉	実習教諭	徳島	実習主任
富山	実習教諭	香川	実習指導員
山梨	実習教諭、実習講師	佐賀	実習教諭、実習教師
長野	実習担当教諭	大分	実習教諭
岐阜	実習教諭	宮崎	実習教師
愛知	実習教師	鹿児島	実習教諭

資料出所：日教組資料より金属労協政策企画局で作成。

⑧工業高校の見学

労働組合として工業高校を視察し、教職員と意見交換をすることは、地方自治体への要請活動に迫力をもたせるために重要な取り組みです。また、支援する地方議会議員などと同行し、課題を共有することも重要です。なお、都道府県に連合加盟の高等学校教職員組合があれば、組合を通じて見学を依頼することができますが、ない場合には支援する地方議会議員などに協力を求めることも考えられます。

4. ワークルール遵守に向けた仕組みづくり

① 地方連合会と都道府県社会保険労務士会との意見交換・情報交換

社会保険労務士法第1条では、「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする」とされており、社会保険労務士倫理綱領では、「社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない」とされています。

しかしながら現実には、助成金の不正受給のための書類の虚偽申請、所定労働時間の延長など労働条件引き下げを助長する内容や労働組合への対抗策のホームページへの掲載などといった行為も少なくなく、そうした事例への対応も、地域ごとに差がある状況となっています。

2016年3月、厚生労働省より「社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について」とする通達が出され、全国社会保険労務士会連合会は「社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針」を策定しましたが、社労士会との意見交換・情報交換を通じて、必要な対応を促し、こうした問題の抜本的解消を促していくことが重要です。

また2020年4月より、労働社会保険諸法令の遵守や職場環境の改善に積極的に取り組み、企業経営の健全化を進める企業を社労士が診断・認証する「社労士診断認証制度」が始まりますが、こうした制度についても、意見交換・情報交換をしていくことが有意義と思われます。

資料35 全国社会保険労務士会連合会「社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針」(2016年4月)

1. 本指針の趣旨

近年、インターネット等の様々なメディアによる情報発信が、手軽に、かつ廉価に行うことができるようになり、多くの社労士がその専門的知見や業務に関する情報を発信し、国民の利便向上に貢献している一方で、一部の社労士が、その職業倫理に照らして不適切と考えられる情報発信を行っている。

このような不適切な情報発信は、全国の社労士に対する国民からの信用を失墜させるおそれがある。

以上を踏まえて、全国社会保険労務士会連合会と都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）が連携し、不適切な情報発信を防止するとともに、かかる情報発信を行う社労士に対する厳格な指導を実施することにより、社労士としての品位保持、職業倫理の向上を実現するため、本指針を定めるものである。

2. 不適切と考えられる情報発信

不適切と考えられる情報発信とは、その内容が社会保険労務士法（以下「法」という。）第1条、第1条の2及び第16条の規定に反するもの、あるいはそのおそれのあるものをいう。

具体的には、過去の処分事例に照らせば、次の5つのいずれかに該当する情報が発信されている場合、指導の対象となるものと考えられる。

- ① 社労士制度の目的（事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること）に反する内容
- ② 社労士の職責（公正な立場での業務の遂行）に反する内容
- ③ 社労士の業務を行うに当たり必要とされる労働社会保険諸法令の理解が不十分と認められる内容
- ④ 社労士の信用及び品位を害する内容
- ⑤ 使用者による労働者に対する違法な権利侵害や刑罰法規に違反する行為をそそのかすような内容

なお、上記に該当する情報発信を行った場合は、法第25条の3に定める懲戒処分事由の「この法律の規定に違反したとき及び社労士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当する、あるいはそのおそれがあることとなり、懲戒処分又は指導の対象となり得るものと考えられる。

3. 不適切な情報発信の事例

不適切な情報発信に該当する、あるいはそのおそれのあるものの具体的な事例を以下に示す。これらは近年インターネット等で散見されるものの一例であるが、この他にも上記の5つの視点に照らして該当する、あるいはそのおそれのあるものや、国民に不適切な情報発信であるとの誤解を生じるものについては、指導の対象となるものであり、個々の社労士において直ちに是正すべきものである。

- (1) メンタルヘルス対策等その重要性が社会的に共有されている取組みを否定するような事例
 - ・「社員をうつ病に罹患させる方法」
 - ・「合法的なパワハラの方法」
- (2) 就業規則の作成等に関し使用者がいたずらに労働条件を引き下げることがを促すような事例
 - ・「労働基準法上必要のない休暇を与えていませんか」
 - ・「労働時間はそのままに残業代を大幅削減」
- (3) 労働社会保険の保険料を不当に引き下げる脱法行為を推奨するような事例
 - ・「社会保険料の削減をお教えします」
- (4) 労働社会保険の助成金、年金給付等について、依頼者に過度の期待をさせるような事例
 - ・「〇〇助成金獲得のノウハウ教えます。成功報酬は支給額の〇%で。」
 - ・「障害年金、必ずもらえる診断書を医師に書かせる方法」
- (5) 公正さを疑わしめるような事例
 - ・「100%会社側」
 - ・「労働者の味方」
 - ・「行政の指導に対抗できます」
- (6) その他（上記に類するような事例）
 - ・厚生労働省が作成する「モデル就業規則」の目的を否定するような表現

4. 不適切な情報発信に対する指導

都道府県会は、所属する社労士による不適切と考えられる情報発信が確認された場合、直ちにこれを是正（修正、削除等）するよう、会則に基づき当該社労士に対する指導を行う。

なお、指導に従わないため処分が必要な場合又はその態様から指導を行わず直ちに処分を行うことが必要な場合については、会則に基づき当該社労士に対する処分を行う。

資料出所：全国社会保険労務士会連合会

資料36 社会保険労務士による「不適切な情報発信」に関するJAMから都道府県社労士会に対する
苦情申し立て(2015年11月～2020年1月)

都道府県	苦情申し立て	うち修正数		都道府県	苦情申し立て	うち修正数		都道府県	苦情申し立て	うち修正数	
		修正不十分				修正不十分				修正不十分	
全国計	471	374	41	富山	7	6	1	島根	1	1	
北海道	21	19	4	石川	4	4		岡山	9	9	
青森	1	1		福井	6	5		広島	6	5	
岩手	3	3		山梨	4	4		山口	6	3	1
宮城	3	3		長野	1	0		徳島	1	1	
秋田	3	3		岐阜	6	2		香川	2	2	
山形	1	1	1	静岡	15	13		愛媛	2	2	
福島	5	5		愛知	21	16	3	高知	2	2	
茨城	5	5	1	三重	6	6		福岡	8	8	
栃木	3	3		滋賀	7	6	1	佐賀	2	2	
群馬	3	3		京都	16	16		長崎	5	4	
埼玉	14	11	3	大阪	57	55	3	熊本	3	3	
千葉	14	9	1	兵庫	30	30	1	大分	5	5	1
東京	115	66	16	奈良	3	3		宮崎	2	2	1
神奈川	24	15	2	和歌山				鹿児島	10	3	1
新潟	4	4		鳥取	3	3		沖縄	2	2	

(注)1. 「不適切な情報発信」の事例としては、

- ① 残業代を削減するために、所定労働時間の延長を呼びかける。
 - ② 厚生労働省の「モデル就業規則」を貶める。
 - ③ 「労働基準監督署の指導対策」。
 - ④ 社会保険料の削減を呼びかける。
 - ⑤ 「100%経営者の立場で…」と売り込む。
 - ⑥ 「労働組合対策、団体交渉への出席」を宣伝する。
 - ⑦ 「首切りの方法を教えます」と売り込む。
2. 網掛けは苦情申し立てのないところ、またはすべての申し立てに対し、必要な修正がなされているところ。
3. 資料出所：JAM

5. 特定最低賃金の取り組み強化

①組織内における特定最低賃金の意義・重要性の共有化と組織外への発信強化

特定最低賃金の制度、およびその新設・金額改正の仕組みは大変複雑なため、ともしれば組織内外における理解が進んでいない場合も考えられます。組織内に対しては、金属労協のホームページに掲載されているリーフレットなどを活用し、理解促進を図っていくとともに、都道府県知事、都道府県議会議員、地元報道関係者などに対しては、あらゆる機会を活用して、理解促進・広報活動を強化していくことが重要です。

資料37 金属労協の特定最低賃金リーフレット

企業内最低賃金協定の引き上げが、特定最低賃金を通じて、同じ産業で働く仲間の賃金の底上げにつながる

金属労協の企業内最低賃金の中期的目標
月額177,000円程度(時間額1,100円程度)

企業内最低賃金協定の役割

企業内における役割

- 組合員の安心・安定を確保
 - 資金の最低規制によって最低生活を保障し、生活の安心・安定を確保する。
 - 企業内における賃金交渉の底意を下げます。
 - 入り口賃金を引き上げることで、企業の魅力を高める。
 - 同一労働同一賃金を基本とし、公平・均等待遇の現に寄与する。

特定最低賃金における役割

同じ産業で働く仲間の賃金の底上げ

- 企業内最低賃金協定が適用される人数が、特定最低賃金の新設や金額改正を行うための条件である賃金労働者数とみなされる。
- 特定最低賃金を設定するための根拠となることで、同じ産業で働く仲間の賃金の底上げにつながる。
- 企業内の最低賃金協定のうち最も低い水準が、特定最低賃金の上限額になる。

改定後の地域別最低賃金を相当程度上回る企業内最低賃金協定が必要

地域別最低賃金 < 特定最低賃金 ≤ 企業内最低賃金協定(月額×所定労働時間)

特定最低賃金を強化して金属産業の魅力向上を!

特定最低賃金は、産業の魅力と持続可能性を高める制度

- 最低賃金制度は、最低賃金法に基づき賃金の最低限度を定め、会社はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。
- 従来制度以上に健全な、すべての働く者に適用される「地域別最低賃金」と、特定の事種や職種に適用される「特定最低賃金」があります。
- 「特定最低賃金」は、産業の労使が、地域別最低賃金を上回る最低賃金を必要とする際、あらかじめ設定されています。
- 特定最低賃金は、全産業で229件ありますが、このうち7割を超える168件が金属産業にかかわる最低賃金です。

生産性運動三原則に基づく公正な配分

賃金の底上げ・格差是正

バリューチェーン内の付加価値の確保と公正な配分

金属産業の魅力向上

「低賃金・低生産性」産業に陥ることを防ぐ

産業内の公正競争確保

人材の確保

業種・役割	法定最低賃金		特定最低賃金		企業内最低賃金	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	賃金格差の是正と産業の公正な競争を促し、産業の魅力と持続可能性を高めるための制度	賃金格差の是正と産業の公正な競争を促し、産業の魅力と持続可能性を高めるための制度	労使交渉の結果	労使交渉の結果
決定方式	行政の通知による通告方式	労使交渉による協議方式	労使交渉による協議方式	労使交渉による協議方式	労使交渉による協議方式	労使交渉による協議方式
決定条件	行政の通知	労使交渉の結果	労使交渉の結果	労使交渉の結果	労使交渉の結果	労使交渉の結果
決定時期	毎年10月1日	労使交渉の結果	労使交渉の結果	労使交渉の結果	労使交渉の結果	労使交渉の結果
適用対象	全労働者	特定最低賃金の適用対象となる労働者	特定最低賃金の適用対象となる労働者	特定最低賃金の適用対象となる労働者	特定最低賃金の適用対象となる労働者	特定最低賃金の適用対象となる労働者
罰則	罰則あり	罰則あり	罰則あり	罰則あり	罰則あり	罰則あり

特定最低賃金は、金属産業の「労働の価値」にふさわしい水準をめざす

■特定最低賃金のめざす水準■

企業の特を越えた「同一労働同一賃金」実現に向け、企業内最低賃金協定の水準をめざす

日本の経済産業省による各産業の「労働の価値」にふさわしい賃金水準めざす

地域別最低賃金に対して「少なくとも10%以上上回る水準」を確保する

金属産業の特定最低賃金は、地域別最低賃金を10%以上上回る水準であるべき。

●全体で賃上げに取組んだ2014年以前の2012年と、2017年の比較では、全産業の時間当たりの付加価値の伸びは16.6%に対して、金属産業は14.4%と全産業平均水準を下回る。

●同一労働同一賃金の履行は、全産業が4.3%、金属産業は4.0%にとどまる。

特定最低賃金は、地域別最低賃金の引き上げ額以上の引き上げをめざす

地域別最低賃金は全国加盟平均が1,000円程度となるまで、毎年3%程度引き上げられており、特定最低賃金との差が縮小している。特定最低賃金は地域別最低賃金を上回る水準でなくてはならず、地域別最低賃金引き上げのペースで特定最低賃金をいったんこれを下回ると、使用者側の反対で特定最低賃金の改正ができず、無効になる場合がある。

地域別最低賃金以上の引き上げによって、特定最低賃金の地位性確保を!

東京府の地域別最低賃金の推移の反復し

年	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
水準	823円	848円	874円	901円
引上げ額	25円	25円	26円	27円

2019年度の地域別最低賃金と 金属産業の特定最低賃金の現状

地域	業種	特定最低賃金(円)	地域別最低賃金(円)	業種	特定最低賃金(円)	地域別最低賃金(円)
北海道	製造業	985	985	建設業	985	985
	卸売業	985	985	サービス業	985	985
	小売業	985	985	その他	985	985
	その他	985	985			
東北	製造業	985	985	建設業	985	985
	卸売業	985	985	サービス業	985	985
	小売業	985	985	その他	985	985
	その他	985	985			
関東	製造業	985	985	建設業	985	985
	卸売業	985	985	サービス業	985	985
	小売業	985	985	その他	985	985
	その他	985	985			
中部	製造業	985	985	建設業	985	985
	卸売業	985	985	サービス業	985	985
	小売業	985	985	その他	985	985
	その他	985	985			
関西	製造業	985	985	建設業	985	985
	卸売業	985	985	サービス業	985	985
	小売業	985	985	その他	985	985
	その他	985	985			
中国	製造業	985	985	建設業	985	985
	卸売業	985	985	サービス業	985	985
	小売業	985	985	その他	985	985
	その他	985	985			
四国	製造業	985	985	建設業	985	985
	卸売業	985	985	サービス業	985	985
	小売業	985	985	その他	985	985
	その他	985	985			
九州	製造業	985	985	建設業	985	985
	卸売業	985	985	サービス業	985	985
	小売業	985	985	その他	985	985
	その他	985	985			

資料38 全国紙・地方紙における「特定最低賃金」の検索結果(2020年3月9日における最近1年分)

朝日新聞 [5件]	読売新聞 [7件]	毎日新聞 [1件]	産経新聞 [4件]	日本経済新聞 [2件]
北海道新聞 [1件]	河北新報 [0件]	東京新聞 [0件]	新潟日報 [0件]	中日新聞 [2件]
神戸新聞 [0件]	中国新聞 [0件]	西日本新聞 [1件]	東奥日報 [0件]	岩手日報 [0件]
秋田魁新報 [3件]	山形新聞 [4件]	福島民報 [1件]	茨城新聞 [2件]	下野新聞 [1件]
上毛新聞 [2件]	埼玉新聞 [0件]	千葉日報 [0件]	神奈川新聞 [0件]	北日本新聞 [0件]
北國・富山新聞 [2件]	福井新聞 [1件]	山梨日日新聞 [4件]	信濃毎日新聞 [0件]	
岐阜新聞 [1件]	静岡新聞 [1件]	伊豆新聞 [1件]	京都新聞 [0件]	大阪日日新聞 [0件]
日本海新聞 [1件]	山陰中央新報 [0件]	山陽新聞 [1件]	徳島新聞 [2件]	四国新聞 [0件]
愛媛新聞 [0件]	高知新聞 [0件]	佐賀新聞 [1件]	長崎新聞 [1件]	熊本日日新聞 [1件]
大分合同新聞 [1件]	宮崎日日新聞 [0件]	南日本新聞 [0件]	琉球新報 [0件]	
沖縄タイムス [1件]	合計	49紙55件		

資料出所：ジー・サーチ「新聞・雑誌記事横断検索」、日本経済新聞電子版より金属労協政策企画局で作成。

6. 仕事と家庭の両立支援

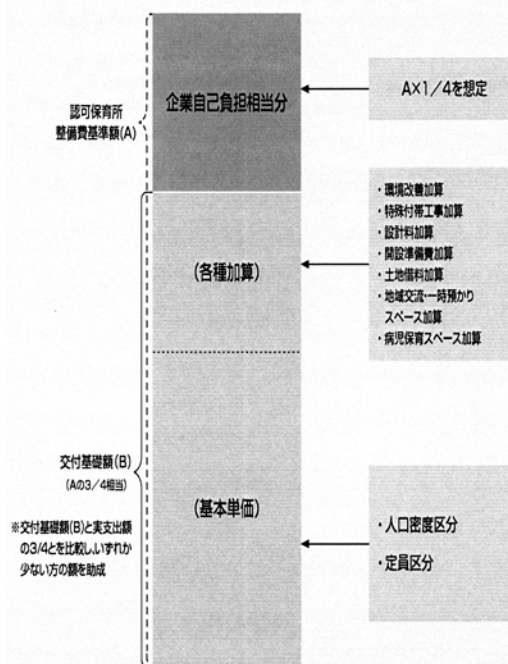
①企業主導型保育事業の活用

企業主導型保育事業に関しては、2019年3月時点で3,817施設、定員86,354人に達し、保育の受け皿として主要な役割を担うに至っており、2020年度の国の予算案でも、前年を12.5%上回る2,269億円が用意されています。一方、助成決定後に取りやめたところ252施設、破産・民事再生等10施設、休止12施設など、保育の質、事業の継続性・安定性、事業運営の透明性、指導監査など自治体との連携不足などが課題とされています。労働組合として、すでに設置されている施設について、企業や施設との連携を深め、質の向上に向けて関与を強めつつ、新規の開設を促進していくことが重要です。

資料39 企業主導型保育事業に対する助成の内容

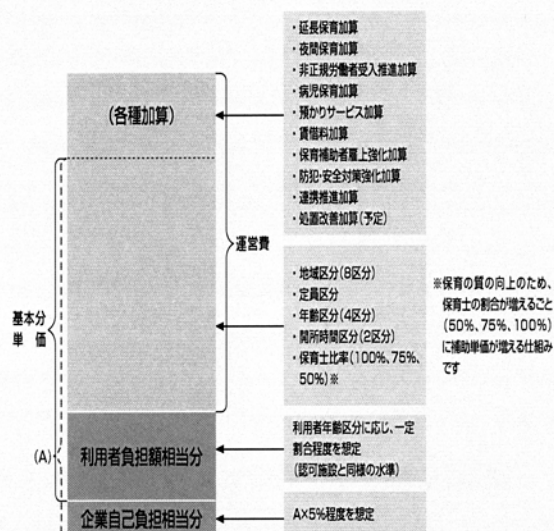
整備費のイメージ

- 定額(工事費用の3/4相当分)を交付します。(認可施設と同水準)



運営費のイメージ

- 認可施設とほぼ同水準の補助となります。
- 延長・夜間保育加算、預かりサービス加算、賃借料加算、病児保育加算等があります。
- 利用者負担額は、認可施設と同様の水準に設定できます。



(注)1. 2019年10月の幼児教育・保育無償化により、無償化対象の利用児童の利用者負担相当額について、「施設利用給付費」が新設された。

2. 資料出所：内閣府、公益財団法人児童育成協会

②学童保育の拡充と、保育士、学童保育指導員（放課後児童支援員）の賃金・労働諸条件改善

学童保育待機児童数は、2019年に前年比7.2%増と大幅増加が続いています。公立小学校の校区の中で未設置校区の比率は、全体では14.3%に低下してきましたが、都道府県によっては、3割以上になっているところもあります。地域の状況を確認の上、必要な場合には強力な取り組みが必要となります。

2020年4月より、これまで「従うべき基準」とされてきた、

- ・放課後児童支援員の数は、支援単位（部屋）ごとに2人以上（うち一人を除き、補助員が代替可）
- ・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了したもの
 - ①保育士②社会福祉士③教諭④児童福祉事業従事者（2年以上）⑤大学の社会福祉学等修了卒業者等⑥放課後児童健全育成事業の類似事業従事者（2年以上）⑦放課後児童健全育成事業従事者（5年以上）
- ・支援員等は専ら支援の提供に当たる（利用者が20人未満の場合で、支援員のうち一人を除いた者又は補助員については同一敷地内にある他の事業所等に従事し、支援に支障がない場合は兼務可）

という学童保育指導員に対する基準が「参酌すべき基準」に格下げされ、市区町村の判断によって、資格のない者によるいわゆるワンオペレーションも可能な状況となってしまいました。

*学童保育では、1年生から6年生まで幅広い学年の児童が1部屋で過ごしている場合もあり、とりわけ1部屋40人を超えているところが4割近くに達していること。

*学童保育では、計画的な時間管理に基づき、児童の学年やニーズに即して勉強や遊びの指導が行われていること。

*病気やケガが発生した場合、緊急処置や病院への搬送を行わなければならない、災害発生時の対応も必要なこと。

*放課後児童支援員は指導の準備や片付けはもとより、施設の清掃なども行っている場合があること。

などからすれば、ワンオペレーションでの運営は到底不可能であり、従来の「従うべき基準」を引き続き遵守するよう、市区町村に対し強く働きかけていくことが不可欠です。

なお、国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を活用している市町村はそれぞれ300超の自治体に止まることから、その活用拡大が必要です。

資料40 学童保育待機児童、未設置校区の状況

(人・校区・%)

都道府県	待機児童数			公立小学校数	未設置校区	未設置比率	都道府県	待機児童数			公立小学校数	未設置校区	未設置比率
	2018年	2019年	増加数					2018年	2019年	増加数			
北海道	124	140	16	1,014	238	23.5	滋賀	19	28	9	221	20	9.0
青森	109	74	-35	281	47	16.7	京都	162	153	-9	366	40	10.9
岩手	12	119	107	309	61	19.7	大阪	469	469	0	975	127	13.0
宮城	372	450	78	369	40	10.8	兵庫	872	960	88	746	44	5.9
秋田	80	62	-18	193	28	14.5	奈良	121	88	-33	199	8	4.0
山形	40	147	107	241	40	16.6	和歌山	105	55	-50	239	74	31.0
福島	244	467	223	428	105	24.5	鳥取	64	69	5	120	8	6.7
茨城	397	345	-52	472	34	7.2	島根	117	178	61	198	37	18.7
栃木	55	90	35	357	53	14.8	岡山	140	157	17	381	27	7.1
群馬	66	67	1	306	19	6.2	広島	193	127	-66	467	37	7.9
埼玉	1,665	2,043	378	808	19	2.4	山口	348	277	-71	299	37	12.4
千葉	1,455	1,545	90	776	41	5.3	徳島	70	46	-24	185	35	18.9
東京	3,812	3,912	100	1,271	200	15.7	香川	305	296	-9	158	13	8.2
神奈川	571	619	48	852	181	21.2	愛媛	262	394	132	279	71	25.4
新潟	43	23	-20	451	70	15.5	高知	96	164	68	225	92	40.9
富山	112	97	-15	185	12	6.5	福岡	429	510	81	721	41	5.7
石川	19	35	16	199	16	8.0	佐賀	270	258	-12	155	9	5.8
福井	0	2	2	194	21	10.8	長崎	34	17	-17	314	97	30.9
山梨	99	60	-39	168	8	4.8	熊本	236	201	-35	341	44	12.9
長野	14	37	23	358	40	11.2	大分	117	44	-73	261	18	6.9
岐阜	137	148	11	366	54	14.8	宮崎	249	234	-15	235	63	26.8
静岡	798	1,090	292	497	60	12.1	鹿児島	387	212	-175	506	163	32.2
愛知	840	886	46	966	130	13.5	沖縄	758	719	-39	263	80	30.4
三重	70	62	-8	362	62	17.1	全国	16,957	18,176	1,219	19,277	2,764	14.3

資料出所：全国学童保育連絡協議会資料より金属労協政策企画局で作成。

資料41 学童保育における1部屋あたりの児童数別の部屋数の分布

(部屋・%)

児童数	2017年		2018年		2019年	
	割合	割合	割合	割合	割合	割合
1人~40人	17,175	58.6	19,424	62.1	20,238	62.0
41人~70人	10,509	35.9	10,617	34.0	11,251	34.5
71人以上	1,603	5.5	1,224	3.9	1,165	3.6
合計	29,287	100.0	31,265	100.0	32,654	100.0

資料出所：全国学童保育連絡協議会

資料42 学童保育における「従うべき基準」の廃止

<従来>

従うべき基準

- ・放課後児童支援員の数は、支援単位ごとに2人以上（うち一人を除き、補助員が代替可）
- ・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了したもの
①保育士②社会福祉士③教諭④児童福祉事業従事者（2年以上）⑤大学の社会福祉学等修了卒業者等⑥放課後児童健全育成事業の類似事業従事者（2年以上）⑦放課後児童健全育成事業従事者（5年以上）
- ・支援員等は専ら支援の提供に当たる（利用者が20人未満の場合で、支援員のうち一人を除いた者又は補助員については同一敷地内にある他の事業所等に従事し、支援に支障がない場合は兼務可）

参酌すべき基準（主なもの）

- ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上
- ・一の支援の単位を構成する児童数（集団の規模）は、おおむね40人以下
- ・開所時間は原則平日3時間以上、土日長期休業期間等は8時間以上
- ・開所日数は原則1年につき250日以上

<2020年4月以降>

参酌すべき基準（主なもの）

- ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上
- ・一の支援の単位を構成する児童数（集団の規模）は、おおむね40人以下

- ・開所時間は原則平日3時間以上、土日長期休業期間等は8時間以上
- ・開所日数は原則1年につき250日以上
- ・放課後児童支援員の数は、支援単位ごとに2人以上（うち一人を除き、補助員が代替可）
- ・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を終了したもの
 - ①保育士
 - ②社会福祉士
 - ③教諭
 - ④児童福祉事業従事者（2年以上）
 - ⑤大学の社会福祉学等修了卒業者等
 - ⑥放課後児童健全育成事業の類似事業従事者（2年以上）
 - ⑦放課後児童健全育成事業従事者（5年以上）
- ・支援員等は専ら支援の提供に当たる（利用者が20人未満の場合で、支援員のうち一人を除いた者又は補助員については同一敷地内にある他の事業所等に従事し、支援に支障がない場合は兼務可）

資料出所：厚生労働省資料より金属労協政策企画局で作成。

資料43 学童保育指導員の処遇改善のため「子ども・子育て支援交付金」を申請した市区町村数

都道府県	放課後児童支援員等処遇改善等事業	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	うち両方実施	都道府県	放課後児童支援員等処遇改善等事業	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	うち両方実施	都道府県	放課後児童支援員等処遇改善等事業	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	うち両方実施
全国計	310	332	160	富山	5	0	0	島根	2	2	1
北海道	5	16	4	石川	7	9	5	岡山	7	9	4
青森	5	2	0	福井	0	3	0	広島	0	2	0
岩手	9	10	9	山梨	1	4	0	山口	0	2	0
宮城	2	3	1	長野	5	4	2	徳島	6	2	2
秋田	2	15	2	岐阜	5	8	4	香川	1	2	1
山形	15	14	12	静岡	4	6	2	愛媛	0	1	0
福島	3	5	2	愛知	17	13	8	高知	1	4	0
茨城	7	10	5	三重	8	7	5	福岡	5	7	1
栃木	7	10	3	滋賀	8	6	4	佐賀	2	4	1
群馬	15	14	11	京都	1	4	0	長崎	11	8	8
埼玉	37	23	19	大阪	9	4	1	熊本	10	13	8
千葉	11	12	5	兵庫	8	8	5	大分	0	5	0
東京	7	5	3	奈良	5	4	2	宮崎	3	7	3
神奈川	12	8	4	和歌山	8	7	2	鹿児島	11	18	5
新潟	2	3	0	鳥取	1	1	0	沖縄	20	8	6

- (注)1. 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」は、常勤職員および常勤職員以外の職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」は、放課後児童支援員の経験年数や研修実績などに応じた段階的な賃金改善の仕組みに必要な費用の一部を補助する事業。
2. 資料出所：全国学童保育連絡協議会資料より金属労協政策企画局で作成。

③病児・病後児・体調不良児の保育の拡充

病児保育施設については、年々施設数が拡大しており、2017年度には全国2,886カ所（病児対応型985、病後児対応型637、体調不良児対応型1,255、訪問型9）となっています。しかしながら、延べ利用児童数は、同じく2017年度で1,002,925人にすぎず、たとえば保育所などの利用児童数（2017年に255万人）と比べると、2年半に1回にすぎないということになります。地域における状況を確認しながら、その拡充を図っていく必要があります。

学童保育や病児保育に用いられる内閣府の「地域子ども・子育て支援に必要な経費」は、2018年度の執行率が90%で、130億円以上が使われていない状況にあります。大阪市や名古屋市への支出額が横浜市約4割といったばらつきもあります。市区町村が積極的に交付申請を行うよう、都道府県としても促進していく必要があります。

7. 外国人技能実習制度、新しい在留資格「特定技能」の適正な運用

- ①外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、監理団体や登録支援機関、受け入れ企業による不正行為の根絶、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上」の実効的な確保
- ②外国人材の生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な賃金・労働諸条件と良好な職場環境・生活環境の確保に向けた労働組合としての働きかけ

2019年10月末の厚生労働省「外国人雇用状況」によれば、外国人労働者数は前年比13.6%増の1,658,804人となっています。中でも青森、宮城、奈良、岡山、高知、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄では、前年比2割以上の増加となっています。このうち技能実習生は383,978人で前年比24.5%増、山形、東京、新潟、山梨、京都、兵庫、奈良、和歌山、鹿児島、沖縄では3割を超える増加となっています。また留学生は全体で6.6%増ですが、青森、高知が4割台、宮城、福井、山梨、鳥取、島根では3割台の増加率となっていることとくに留意する必要があります。

資料44 外国人雇用状況（2019年10月末）

都道府県	全在留資格計		うち技能実習		うち留学		都道府県	全在留資格計		うち技能実習		うち留学	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
全国計	1,658,804	13.6	383,978	24.5	318,278	6.6	三 重	30,316	10.4	10,757	21.2	1,381	4.9
北海道	24,387	16.0	12,946	25.0	3,022	△ 11.9	滋 賀	20,058	16.4	5,194	27.6	794	△ 1.6
青 森	3,901	24.4	2,492	28.1	231	40.9	京 都	20,184	15.8	4,925	30.5	4,286	15.5
岩 手	5,176	14.8	3,354	19.7	267	16.6	大 阪	105,379	17.0	20,838	27.0	28,094	8.0
宮 城	13,587	23.5	4,469	21.6	4,403	32.6	兵 庫	41,083	19.0	11,856	31.4	8,651	8.9
秋 田	2,203	12.8	1,152	20.3	160	△ 2.4	奈 良	5,563	35.2	2,441	35.2	525	11.5
山 形	4,496	19.8	2,528	30.5	98	24.1	和歌山	2,809	17.3	1,248	37.9	189	△ 11.3
福 島	9,548	17.4	4,320	29.5	1,102	16.6	鳥 取	3,121	13.3	1,714	12.8	231	35.9
茨 城	37,245	6.2	14,351	8.9	2,691	13.2	島 根	4,184	△ 2.6	2,005	3.7	187	32.6
栃 木	27,385	14.0	8,133	21.0	1,860	2.6	岡 山	19,592	20.2	9,252	20.1	3,410	20.7
群 馬	39,296	13.8	10,145	23.7	2,904	25.1	広 島	36,607	14.9	17,154	11.7	5,422	19.3
埼 玉	75,825	16.1	17,072	29.8	13,250	7.3	山 口	8,518	10.3	3,975	16.4	1,299	△ 0.9
千 葉	60,413	10.9	14,744	23.0	13,295	△ 7.1	徳 島	4,946	12.7	3,269	13.9	293	27.9
東 京	485,345	10.6	20,578	35.5	147,015	3.5	香 川	10,174	16.9	6,218	19.1	788	29.8
神 奈 川	91,581	15.6	12,642	29.3	13,011	13.1	愛 媛	9,784	16.8	6,674	20.1	375	1.1
新 潟	10,430	17.0	4,272	30.2	1,739	18.2	高 知	3,141	21.2	1,972	28.6	256	43.0
富 山	11,844	14.6	6,209	19.3	346	△ 16.0	福 岡	52,530	13.5	13,611	28.1	20,383	8.2
石 川	10,943	11.7	5,666	18.2	1,294	10.0	佐 賀	5,423	3.1	2,744	16.0	1,447	△ 12.6
福 井	9,125	5.5	4,598	17.7	298	33.0	長 崎	5,977	10.0	2,648	7.6	1,278	18.7
山 梨	8,166	18.2	1,975	37.9	542	37.6	熊 本	12,345	21.6	7,980	26.8	905	12.6
長 野	20,015	11.7	7,639	20.2	1,165	9.8	大 分	7,368	17.8	3,796	22.7	1,536	2.5
岐 阜	35,396	13.2	14,293	22.8	2,077	5.7	宮 崎	5,028	21.3	3,546	26.6	471	7.0
静 岡	64,547	12.5	15,308	27.7	3,998	12.6	鹿 児 島	8,387	22.2	5,722	31.8	494	0.4
愛 知	175,119	15.5	43,210	29.7	18,133	20.1	沖 縄	10,314	26.7	2,343	65.7	2,682	13.4

資料出所：厚生労働省

外国人技能実習制度については、法務省の「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」の報告書（2019年3月）でも明らかのように、外国人技能実習生の死亡・失踪、監理団体や受け入れ企業による不正行為が数多く発生しています。2017年の新しい制度発足以降も、団体監理型技能実習生の不法残留者は増加の一途をたどっています。

2019年11月、出入国在留管理庁は、「失踪技能実習生を減少させるための施策」を発表しましたが、失踪の主な原因を、賃金の不払いなど受け入れ企業側の不適正な取り扱いや、入国時に支払った費用の回収など技能実習生側の経済的な事情にあるとの認識に立って、

- ・失踪者を出した送出国、監理団体、受け入れ企業に対し、帰責性などを踏まえて技能実

習生の新規受け入れを停止。

- ・送出国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取り決めに基づく対応の強化。
- ・失踪技能実習生を雇用した企業名の公表の検討。
- ・技能実習生からも処遇状況についてヒアリング。
- ・在留カード番号などを活用した不法就労の摘発の強化。

などを行うことにしています。地方出入国在留管理局・支局の受入れ環境調整担当官、外国人技能実習機構地方事務所・支所に対し、労働組合として強く問題意識を示していくことが、外国人材の生命の安全と国際人権規約の示す人権の保障、適正な賃金・労働諸条件、良好な職場環境・生活環境の確保にとって不可欠となっています。

なお、これらの諸機関が労働組合との情報交換・意見交換に応じない場合、必要な情報が提供されない場合には、金属労協本部に連絡します。

資料45 外国人技能実習生の死亡・失踪の推移

		(人)				
項 目	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
死 亡	24	23	29	35	25	35
	6年間計					171
	実習中の事故死					28
	実習外の事故死					53
	病死					59
	自殺					17
	殺人又は傷害致死による死亡					9
	いずれに該当するか確定できない事案					5
	上記のうち溺死(水死)					25
失 踪	2,005	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089
ベトナム	496	828	1,022	1,705	2,025	3,751
中国	1,177	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594
ミャンマー	7	7	107	336	216	446
インドネシア	124	114	276	252	200	242
カンボジア				58	284	656
その他	201	304	377	336	346	400

資料出所：法務省

資料46 在留資格別の不法残留者数の推移

		(人・%)				
在留資格	2016年	2017年	2018年	2019年	2019年	2019年1月1日対比
	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	7月1日	
総 数	62,818	65,270	66,498	74,167	79,013	6.5
短期滞在	42,478	44,167	44,592	47,399	49,901	5.3
技能実習	5,904	6,518	6,914	9,366	10,855	15.9
うち団体監理型 1年目	2,439	2,741	2,894	4,015	4,547	13.3
2、3年	3,413	3,748	3,988	5,318	6,263	17.8
4、5年	—	—	0	0	18	0.0
特定活動	1,633	1,910	2,286	4,224	5,346	26.6
留 学	3,422	3,807	4,100	4,708	4,807	2.1
日本人の配偶者等	3,433	3,287	3,092	2,946	2,782	△ 5.6
その他	5,948	5,581	5,514	5,524	5,322	△ 3.7

(注)1. 「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」であった者も含まれる。

2. 資料出所：法務省資料より金属労協政策企画局で作成。

資料47 外国人技能実習における不正行為

項 目	(機関・件)		
	2016年	2017年	2018年
不正行為機関数	239	213	112
企業単独型	2	3	1
団体監理型	237	210	111
監理団体	35	27	7
実習実施機関	202	183	104
うち機械・金属関係	14	9	2
不正行為件数	383	299	171
技能実習計画との齟齬	38	10	3
名義貸し	51	10	0
偽変造文書等の行使・提供	94	73	38
暴行・脅迫・監禁	0	4	4
旅券・在留カードの取上げ	16	2	1
賃金等の不払	121	139	82
人権を著しく侵害する行為	6	3	0
不正行為や実習継続不可能時の報告不履行、監査・相談体制構築等の不履行	12	8	6
不法就労者の雇用等	23	18	6
労働関係法令違反	13	24	12
保証金の徴収等	4	3	16
その他	5	5	3

資料出所：法務省資料より金属労協政策企画局で作成。

資料48 実習実施者における内容別の違反指摘件数(2018年度)

違反の内容	件数
帳簿書類の作成・備え付けに関するもの	1,904
技能実習生の待遇に関するもの	1,270
宿泊施設の不備（私有物収納設備、消火設備等の不備等）に関するもの	764
残業代が適切に支払われていなかったもの	237
食費、居住費、水道・光熱費等の技能実習生が負担する金額が適正でなかったもの	147
計画どおりの報酬が支払われていなかったもの	90
報酬の額が日本人と同等以上でなかったもの	27
手当の支給その他の方法による入国後講習に専念するための措置を講じていなかったもの	5
届出・報告に関するもの	514
技能実習を実施する体制・設備に関するもの	390
実習内容が計画と異なっていたもの	143
実習時間数が計画と異なっていたもの	134
従事させる業務が適切でないもの	98
技能実習生の保護に関するもの	21
在留カード・旅券を預かっていたもの	8
私生活の自由を不当に制限していたもの	7
合 計	4,707

(注) 1. 7,891の実習実施者に対する実地検査による。具体的な違反の内容は、主要なもののみ。

2. 資料出所：金属労協政策企画局で作成。

2019年4月、新たな在留資格「特定技能」が導入されました。中小・小規模事業者をはじめとする人手不足の深刻化に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくことになっており、現在、14分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業）で就労が認められています。対象産業（特定産業分野）として認められるためには、行われてきた生産性向上や国内人材確保のための取り組み、受け入れの必要性などを明示していく必要がありますが、実際にはほとんど根拠が示されていない産業も含まれています。2019年12月末時点で、受け入れは1,621人となっていますが、拙速に導入された制度によって外国人材に関する歪みがさらに拡大しないよう、労働組合として監視していくことが重要です。

資料49 特定技能のポイント

項目	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認められない	要件を満たせば可能(配偶者、子)
受入れ機関又は登録支援機関による支援	対象	対象外

資料出所：JITCO

資料50 特定技能1号在留外国人数(2019年12月末現在)

		都道府県		都道府県		都道府県		都道府県		(人)	
都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	85	神奈川県	59	大阪府	103	福岡県	69				
青森県	4	新潟県	22	兵庫県	50	佐賀県	1				
岩手県	0	富山県	6	奈良県	2	長崎県	40				
宮城県	5	石川県	13	和歌山県	3	熊本県	41				
秋田県	0	福井県	3	鳥取県	15	大分県	24				
山形県	3	山梨県	10	島根県	8	宮崎県	2				
福島県	9	長野県	41	岡山県	16	鹿児島県	19				
茨城県	77	岐阜県	62	広島県	73	沖縄県	14				
栃木県	42	静岡県	32	山口県	5	未定・不詳	24				
群馬県	86	愛知県	127	徳島県	2						
埼玉県	112	三重県	38	香川県	47						
千葉県	80	滋賀県	15	愛媛県	21						
東京都	94	京都府	13	高知県	4	総数	1,621				

資料出所：法務省

③「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の実践

2019年12月、政府は前年12月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の改訂を行い、特定技能外国人の大都市圏など特定地域への集中防止策や、外国人共生センターの設置、留学生の在留資格審査の厳格化、技能実習生の失踪防止のための取り組み強化などが盛り込まれました。

また地方自治体に対しては、地方創生推進交付金を活用した、外国人材の受け入れ支援や共生支援の自主的・主体的で先導的な取り組みを求めています。総務省「多文化共生の推進に関する研究会」の会議資料や報告書では集住都市などにおける先進事例が紹介されており、こうした事例を参考にしながら、各自自治体において取り組みを進めていくことが重要です。

資料51 浜松市の多文化共生施策の実施体制と活動内容

項目	公益財団法人浜松国際交流協会(HICE)が運営を受託		浜松市企画調整部国際課
	浜松市多文化共生センター事業	浜松市外国人学習支援センター事業	
主な役割	多文化共生、外国人住民関連事業において以下の役割を担う ・市民活動と行政をつなぐ中間支援組織 ・地域社会におけるニーズの把握と先導的取り組み ・市民が主体となった活動の促進		多文化共生に関する施策立案、ビジョン策定 庁内・関係機関との連携 国内自治体との連携 世界の都市間ネットワークの構築
具体的活動内容	①相談・情報提供 多言語相談、出張相談・支援 ②地域共生事業 自治会による外国人対応等を支援 外国人と自治会の意見交換会開催 ③多文化防災事業 外国人住民参加の防災訓練 災害時ネットワークの形成 災害時多言語通訳人材の育成 ④人材育成事業 外国人を支援する人材の育成 国際理解教育の提供および支援 ⑤多様性を活かしたまちづくり事業 多様な文化の発信機会、イベント等の支援、情報提供 ⑥多文化共生理解促進・活動支援事業 多文化共生関連の活動を行う団体・個人への助言・支援	①日本語学習支援 外国人市民への日本語学習支援講座 ②日本語学習等支援者養成講座 日本語ボランティア活動希望者の養成 ③地域日本語学習支援事業 NPO等と連携し、地域で活動する日本語ボランティア等を対象とした日本語学習支援事業 ④多文化理解・交流事業 日本人と外国人向け多文化理解講座 多文化共生のためのイベント等の開催 ⑤外国人支援者のためのポルトガル語講座 外国人を支援する人材に向けたポルトガル語学習講座 ⑥外国につながる次世代の学習支援事業 不就学ゼロ作戦 青少年向け社会参加、キャリア支援 外国人学校への日本語教師派遣	(1)地域共生推進事業 ①外国人市民共生審議会 外国人関連施策等に関する調査審議 ②多文化共生推進協議会 多文化共生のまちづくりの推進 ③外国人市民カウンセリング いのちの電話と協力した相談事業 ④外国人市民への情報提供 広報誌、各種ガイド、申請書等の多言語化 多言語ウェブサイトの運営 防災時緊急情報メールの多言語配信 転入外国人向けオリエンテーションツール ⑤多言語通訳支援事業 行政窓口でもタブレット端末による通訳 ⑥外国人対応職員の配置 市民税課、住宅課、児童相談所等に配置 (2)国際交流推進事業 ①国際機関への参加、都市連携事業 ②外国青年招致事業 ③国際交流推進助成事業

資料出所：日本総合研究所(浜松市企画調査部国際課「平成30年度国際課業務概要」に基づき作成)